

記 録

文書番号	S C J 第 26 期 080907-26320400-045
委員会等名	心理学・教育学委員会 不登校現象と学校づくり分科会
標題	不登校現象を踏まえた 今後の学校づくりの在り方について
作成日	令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 7 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議心理学・教育学委員会不登校現象と学校づくり分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議心理学・教育学委員会不登校現象と学校づくり分科会

委員長	西岡加名恵	(第一部会員)	京都大学大学院教育学研究科教授
副委員長	酒井 朗	(連携会員)	上智大学総合人間科学部教育学科教授
幹 事	勝野 正章	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
幹 事	山名 淳	(連携会員)	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
幹 事	伊藤美奈子	(連携会員)	神戸女子大学心理学部教授／奈良女子大学名誉教授
	嶋田 洋徳	(第一部会員)	早稲田大学人間科学学術院教授
	吉田 文	(第一部会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	上野 正道	(連携会員)	上智大学総合人間科学部教育学科教授
	大桃 敏行	(連携会員)	東北大学名誉教授／東京大学名誉教授
	小方 直幸	(連携会員)	香川大学教育学部教授
	小玉 重夫	(連携会員)	白梅学園大学・白梅学園短期大学学長／教授／東京大学客員教授
	唐木 清志	(連携会員)	筑波大学人間系教授
	北村 友人	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	三時眞貴子	(連携会員)	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授
	志水 宏吉	(連携会員)	武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科教授
	末富 芳	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	中井 昭夫	(連携会員)	武庫川女子大学教育総合研究所／大学院臨床教育学研究科教授
	浜田 博文	(連携会員)	筑波大学人間系教授
	本田 由紀	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	松下 佳代	(連携会員)	京都大学大学院教育学研究科教授
	溝上 慎一	(連携会員)	桐蔭横浜大学教育研究開発機構教授
	山田 真紀	(連携会員)	相山女学園大学教育学部子ども発達学科教授
	油布佐和子	(連携会員)	早稲田大学名誉教授

本記録の作成に当たり、以下の方々に御協力いただいた。

若林 徹	前文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐
小柳和喜雄	関西大学総合情報学部教授
黒沢 正明	八王子市立高尾山学園小学部・中学部校長
鷺見 佐知	岐阜市立草潤中学校校長

西尾 真理	大和郡山市立郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」教諭
川地亜弥子	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
今井 康雄	日本学術会議連携会員／東京大学名誉教授
澤田 稔	上智大学教職・学芸員課程センター長

要 旨

1 問題の設定

2017 年施行の「教育機会確保法」により、不登校児童生徒は学校生活の心理的負担等で就学困難な状況にある者と定義され、個々の状況に応じた支援が理念に掲げられた。2024 年度の調査では、不登校児童生徒数は小・中学校で約 35.4 万人、高等学校で約 6.8 万人に達し、小・中学校では過去最多を更新している。本分科会は、不登校に関する諸分野の研究成果を集約し、学校の包摂性を高める方向性を考究することを目的とした。

2 不登校現象に関する政策動向

2023 年策定の「COCOLO プラン」の下、文部科学省は「多様な学びの場の確保」を推進している。「学びの多様化学校」の設置を進め、ICT 学習や外部施設での活動を柔軟に出席・成績に反映させる運用が始まっている。

文部科学省は不登校急増の背景にコロナ禍や支援不足を挙げるが、当事者の実態調査では「教員の指導」「画一的なルール」「授業の難しさや宿題の多さ」への不適応が主な要因とする指摘もある。このように国の認識と当事者の実感には乖離があり、その背景の更なる解明が必要である。

3 日本学術会議での議論—不登校現象をめぐって—

日本学術会議の提言等では、教育システムの包摂性を高めるために、多様な場での教育を普通教育として推進する必要性が指摘されてきた。自治体による多様な教育情報の集約や支援団体の承認、学校内での指導体制や教員の指導観の省察が求められている。

4 不登校現象に関する研究の到達点

教育社会学では、社会構造や貧困との関連、「不登校」言説の機能、当事者の経験、支援の動向分析とともに、公教育の在り方の再検討に取り組んでいる。臨床心理学では多様な要因の重層性から、原因特定よりアセスメントに基づく適切な関与や多職種連携を重視している。医学・脳科学では神経発達症（発達障害）や感覚過敏への理解、思春期の夜型化に応じた登校時間の調整など、科学的エビデンスに基づく施策が提言される。学校保健の観点からは、不登校が健康のセイフティネット（学校健診等）からの離脱を意味することが問題視されており、新たな健康管理モデルが求められている。社会福祉学では貧困や孤立に着目し、学校の福祉的機能を再認識した上で、スクールソーシャルワーカー等の多職種チーム支援が求められている。

5 学校教育と公共性の再構築

学校は単なるサービス提供の場ではなく、多様な背景を持つ子どもたちが交わり、対話し、葛藤しながら形成する「公共空間の生成」の場でなければならない。教師は文化伝達の担い手である以上に、対話的コミュニティを支える専門家としての倫理的責任を負う。また、既成システムの内側に「アジール（一時避難の場）」という緩衝地帯を内包し、学校的なものとそうでないものを包摂する仕組みを構築する必要がある。

6 学校像の問い直し

学校教育法第1条に定められた学校である既存の一条校では、授業密度や学習負荷を適正化して心理的疲労を軽減することが求められる。カリキュラムの柔軟化や評価制度の再設計による能力主義的プレッシャーの緩和、人間関係における心理的安全性の確保に加え、部分登校などの柔軟な制度確立が重要である。

また、「学びの多様化学校」を、その他の一般的な学校をアップデートする「包摂的教育のモデル校」と位置付け、その実践を広げていくべきである。

フリースクール等については、公的責任の曖昧さや地域差、家庭の経済負担が課題となっている。今後は諸外国を参考に、公的責任を明確にした安定的な制度構築が求められる。

7 条件整備の重要性

教育課程の柔軟化には、教員数や施設、財政基盤などのリソースの大幅増強が不可欠であり、不十分なままでは現場の疲弊を招く。

また、教師を「授業」と「子ども理解」の専門家として再定義し、既成観念にとらわれない専門性を育むべきである。そのためには教員の持ちコマ数削減や校内コミュニケーションの活性化など、学校組織に「ゆとり」を確保する改革が欠かせない。

さらに、保護者の孤立を防ぐため、就労環境の整備など多角的な支援で包括的に支える仕組みが求められる。

その上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の多職種が、子どもたちの「社会的自立」という共通のゴールを共有し、特定の専門職に任せきりにせずチームとして機能する体制を構築する必要がある。

8 公教育としての学校の再構築へ

不登校支援は「個人への対応」ととどまらず、学校の構造・制度・文化そのものを再検討する改革でなければならない。「結果・手続き・機会」の三側面における「公正（equity）」を基軸に、誰にとっても安心して学べる「公教育としての学校」の再構築を目指したい。

目 次

1	問題の設定	1
(1)	不登校現象とは	1
(2)	本記録の目的と構成	1
2	不登校現象に関する政策動向	2
(1)	「学びの多様化」	2
(2)	不登校現象に関する調査	3
3	日本学術会議での議論—不登校現象をめぐって—	4
4	不登校現象に関する研究の到達点	5
(1)	教育社会学	5
(2)	臨床心理学	5
(3)	医学・脳科学	6
(4)	学校保健	6
(5)	社会福祉学	7
5	学校教育と公共性の再構築	7
6	学校像の問い直し	9
(1)	一条校内の包摂性を高める	9
(2)	一条校を多様化する	11
(3)	一条校以外の学びの場の多様化	11
7	条件整備の重要性	12
(1)	リソースの大幅な充実	12
(2)	教職員の専門性の捉え直しと「ゆとり」の重要性	13
(3)	保護者への支援の重要性	13
(4)	各種専門職との連携	14
8	公教育としての学校の再構築へ	15
	＜資料＞日本学術会議の提言等における不登校現象の扱い	16
	＜参考資料 1＞審議経過	20
	＜参考資料 2＞シンポジウム開催	21
	付 録	22
	＜付録 1＞教育社会学の視点から見た不登校現象	23
	＜付録 2＞臨床心理学の視点から見た不登校現象	28
	＜付録 3＞医学・脳科学の視点から見た不登校現象	34
	＜付録 4＞学校保健の視点から見た不登校現象	41
	＜付録 5＞社会福祉学の視点から見た不登校現象	44

1 問題の設定

(1) 不登校現象とは

2017 年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」）において、不登校児童生徒とは、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」を言う。

「教育機会確保法」は、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること」、「個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」を理念として掲げている。

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」においては、年間 30 日以上欠席をした児童生徒を「長期欠席者」とし、そのうち何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由による者を除く）が不登校児童生徒とされている。2025 年 10 月に公表された調査結果によると、長期欠席者数は小・中学校では 506,970 人、高等学校では 103,608 人であった。うち不登校児童生徒数は、小・中学校で 353,970 人、高等学校で 67,782 人に上っている。不登校児童生徒数は、高等学校においては減少したものの、小・中学校では過去最多を更新している。

子どもたちの育ちと学びを保障するという観点からは、「教育機会確保法」で示されたとおり、学校以外の居場所を確保するといった支援の充実も重要である。しかしながら、不登校児童生徒数の多さを踏まえると、もはや「少数者への個別対応」の範囲を超えている。そこで、学校の在り方を問い直し、「学校」という概念そのものを捉え直すことも喫緊の課題だと考えられる。

(2) 本記録の目的と構成

本分科会の設置目的は、「不登校をめぐる様々な分野での研究成果を集約するとともに、学校の在り方を問い直すことで包摂性を高めているような事例を検討する。これらを踏まえつつ、今後、求められる『学校』の概念、及び学校づくりの方向性を考究する」であった。本記録は、現在までの分科会における議論の到達点を示すものである。

「学校」を学校教育法第 1 条に定められた一条校として捉えるか、フリースクール、オルタナティブスクールといった一条校以外の学びの場も含めて考えるかは、議論の分かれるところであろう。しかしながら、本分科会では、一旦、一条校以外の学びの場についても、広い意味での「学校」として捉えるという方針で議論を行うこととした。

以下、この 1. 問題の設定に続き、2. 不登校現象に関する政策動向と、3. 日本学術会議での議論を確認する。その上で、4. 不登校現象に関する研究の到達点を整理し、5. 学校教育と公共性の再構築という視点を提示する。さらに、今後の議論の前提として、6. 学校像の問い直し、7. 条件整備の重要性、8. 公教育としての学校の再構築へ、という論点を提出する。

2 不登校現象に関する政策動向

(1) 「学びの多様化」

ここでは不登校現象に関する政策動向を整理しておこう。不登校に対応する政策としては、「学びの多様化」を推進するものが主流である。

まず、一条校自体の多様化として、2015 年の学校教育法の一部改正による義務教育学校の新設があり、その趣旨の 1 つに「小中ギャップ（中 1 ギャップ）」に起因する不登校への対応があった。2016 年には「教育機会確保法」が制定され、「教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進すること」が目的として定められた。同法において、具体的施策として「特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等」「学習支援を行う教育施設の整備等」「学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援」「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等」などが定められている。

2023 年 3 月に文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO（Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning）プラン）（以下、「COCOLO プラン」）を取りまとめた。「COCOLO プラン」では、①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保すること、②「チーム学校」で支援すること、③学校を「みんなが安心して学べる」場所にするということという 3 つの取り組みを打ち出した。

2023 年 8 月、従来、不登校特例校とされていた学校の名称が、「学びの多様化学校」に変更された。これは、「特別の教育課程に基づく教育を行う学校」にあたる。「本校型」「分校型」「分教室型」「コース指定型」と多様な形態があり、設置が進められている。ちなみに、教育課程特例校や授業時数特例校などとともに、「学びの多様化学校」は特例による一条校内の多様化の一環に位置付けることができる。「学習支援を行う教育施設」については教育支援センターがこれにあたり、適応指導教室と呼ばれていたものである。教育支援センターは一条校への復帰を促すだけでなく多様な学びの機会の 1 つにもなっていて、一定の要件を満たす場合、同センターで相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることや、学習成果を成績に反映することができるものとされている（文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2019 年 10 月 25 日の「別記 1」、同「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」2024 年 8 月 29

日)。「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」については夜間中学の設置が進められており、学齢生徒について同じように「一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象」になるとされている(文部科学省「『教育機会確保法』って何?」2023年)。

フリースクールなどの学校外の民間施設での相談・指導についても、一定の要件を満たす場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができることや学習成果を評価に反映できるものとされている(前記2019年「通知」の「別記1」、2024年「通知」)。また、不登校児童生徒が自宅でICT等を活用して学習活動を行った場合も同様である(前記2019年「通知」の「別記2」、2024年「通知」)。文部科学省の通知では不登校児童生徒への支援は「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」ことが示されているが、併せて学校教育の意義・役割の重要性が確認され、「既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある」とされている(文部科学省「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知)」2023年11月17日の別紙)。

なお、2026年8月現在、中央教育審議会において次の学習指導要領改訂に向けた議論が進められている。その動向についても、今後、注視が必要であろう。

(2) 不登校現象に関する調査

不登校現象に関しては、既に不登校になった児童生徒への対応だけではなく、なぜ不登校が生じ、しかも近年急増しているのかに関してその背景を解明することが重要である。

近年の不登校の急増に関して、文部科学省は2025年10月29日に公表した「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の概要」において、次のように述べている。「不登校児童生徒数が増加した背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』の趣旨の浸透や、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・必要な支援や、生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する指導・支援に係る課題があったこと等が考えられる」。すなわち、不登校増加の背景として、①「教育機会確保法」の趣旨の浸透、②コロナ禍からの影響、③特別な配慮を必要とする児童生徒への支援の不足、という3点が想定されている。

しかし、文部科学省から委託を受けて公益社団法人子どもの発達科学研究所と浜松医科大学子どものこころの発達研究センターが実施した「不登校の

要因分析に関する調査研究」の最終報告書（2024 年 3 月に公表。以下、「要因分析報告書」と略記）では、不登校児童生徒自身の回答において「不安・抑うつ」の訴え」「居眠り、朝起きられない、夜眠れない」「体調不良の訴え」が 7～8 割の高い比率を占めている他、4 割前後が「教職員への反抗・反発」「感覚の過敏さ」「制服、給食、行事等への不適応」「宿題ができていない等」「学業の不振」「ゲーム・スマホへの依存、依存傾向」などをきっかけ要因として挙げている（同報告書 10 ページ、図 3）。

さらに、「要因分析報告書」においては、不登校児童生徒と不登校ではない児童生徒との間で回答を比較分析した上で、いじめ問題の深刻さや心身の不調に加えて、教師の態度や指導方法、「学校の決まり（制服、給食、行事等への不適応）」「授業が分からない」こと及び「宿題ができない」ことなどの要因について、次のように論じている。「教師の態度や指導方法が不登校の要因になっている可能性がある」、「画一的なルールや活動、枠組みの中で児童生徒を受け入れるしかない学校の問題を示唆しているように思われる」、「宿題の問題は不登校と強く関連する可能性がある」、「授業において、分からない状態が続いていたり、成績が下がったと感じている児童生徒が、不登校か否かにかかわらず多いということは、大きな課題であり、授業改善や学習支援の充実は不可欠であろう」（同報告書 19 ページ）。

こうした調査結果と、上記の①～③の文部科学省による認識との間には乖離や齟齬が存在することから、この「要因分析報告書」に表れているような不登校の原因に関して、それらを生み出すいかなる背景が存在するのかについて、一層の調査研究が求められていると言えよう。

3 日本学術会議での議論—不登校現象をめぐる—

日本学術会議においても、これまで不登校に関する検討が様々な委員会等で行われてきた。2008 年以降に出された提言・見解・報告のうち、不登校に触れているものは、＜資料＞のとおりである。

これまでに日本学術会議が発出した提言等の中で、最も詳しく不登校現象を扱っているのが、心理学・教育学委員会排除・包摂と教育分科会の「すべての人に無償の普通教育を—多様な市民の教育システムへの包摂に向けて（提言）」（2020 年 8 月 26 日）である。そこでは、不登校の子どもの現状と課題が整理されるとともに、国、自治体、各学校に対し、次のような提言がまとめられている。

まず国については、教育システムの包摂性を高めるために、多様な場での教育を普通教育として推進することが必要であるとし、その適切性を保証するための認証や評価の仕組みの重要性を指摘した。その実質を整えるためには、自治体のイニシアチブが不可欠である。不登校の子どもたちの教育機会を確保するためには、多様な教育の場に関する情報の集約、支援団体の承認、学校と民

間団体・地域ボランティア等とのネットワーク形成等についての有効な働きかけが望まれる。個別の学校については、全ての子どもの教育機会の保障のために、学校内の指導体制や教員の指導観の見直し・省察を求めるとした。

4 不登校現象に関する研究の到達点

不登校現象をめぐっては、様々な学問分野で研究が進められている。ここでは、教育社会学、臨床心理学、医学・脳科学、学校保健、社会福祉学の研究の到達点を確認しておこう（詳細については、＜付録＞を参照）。

(1) 教育社会学

教育社会学では、不登校の発生の社会的要因の究明、欠席をめぐると言説や知識の分析、支援の動向と課題の把握、当事者の経験の理解、公教育の在り方の再検討などに取り組んできた。社会構造や貧困との関連が指摘されるとともに、「不登校」という名付け自体が、ある種の秩序を形成・維持しようとする社会統制の実践であることが指摘されてきた。

また、不登校支援の心理主義化に対する批判的検討を経て、多職種連携の在り方やフリースクール等の多様な学びの場・居場所の役割についても研究されている。2016年の「教育機会確保法」成立以降は、教育の公共性をどのように捉えるか、国家による市民育成と多様な教育機会の保障をいかに両立させるか、多様性を担保するような質保証の在り方なども議論されている。

今後の学校には、不登校の背景に貧困や社会的孤立が潜んでいることにも十分に留意しつつ、当事者視点で状況を把握し、制度全体の再編成を図ることが求められる。その際、多様な学びの場や居場所の設置が、不適応児の学校からの排除や既存の学校の硬直化を招かないよう配慮が求められる。

(2) 臨床心理学

臨床心理学は、不登校の子どもの心理理解と、その子どもを取り巻く家庭・学校・社会への支援を中心的課題としてきた。不登校は1つの現象であり、いじめや虐待、発達特性、友人関係、貧困、さらにはコロナ禍など多様な要因が重層的に関わるため、単一の原因で説明することは困難である。

1950年代後半には「学校恐怖症」と医療的に捉えられ母子分離不安などが重視されたが、1970～80年代には教育課題として理解され、「待つこと」を重視した支援が広く行われるようになった。その後、不登校の増加と質の多様化に伴い、アセスメントに基づく関与や多職種連携の必要性が指摘されるようになった。

研究では、原因論・類型論・段階分析・発達的分析、家族関係の検討、心理療法や学校現場での支援、予後研究など、多様な知見が蓄積されてきた。臨床心理学は実践と検証の往還を基盤とするが、不登校は個別性が高く一般

化が難しい。さらに「教育機会確保法」以降、フリースクールの増加やオンライン化など環境は大きく変化している。

今後は心理職のみならず、医療・教育・福祉など多職種の協働のもと、個人だけでなく学校・家庭・地域を含む社会的文脈の中で子どもを包括的に捉える視点が一層重要となる。

(3) 医学・脳科学

不登校の背景には神経発達症（発達障害）が密接に関わっており、「要因分析報告書」における不登校のきっかけ要因に関する調査では、教師と児童生徒・保護者の回答に大きなギャップがある。特に、睡眠リズムの問題とそれに伴う「体調不良」「不安、抑うつ」などでその乖離が大きい。その他、乖離の大きい対人関係や学業不振、感覚過敏、ICT 依存、二次障害などについても、その背景にある神経発達症という観点からの理解と支援が重要である。一方、定型発達であっても思春期は生理的にクロノタイプ（日周指向性：いわゆる朝型夜型など体内時計のリズムのタイプ）が夜型に変化する。これらに対し、諸外国では中学、高等学校の登校時間を遅らせる社会実験による成果などから、法制化も進んでいる。今後、日本でも教育学、医学・脳科学、社会経済学も含めて、モデル事業など社会実験、長期的なコホート研究を行う必要がある。さらに幼少期からの家庭・地域を巻き込んだ「眠育（睡眠教育）」やオンライン教育等の拡充が求められる。これからの不登校対策には、脳の多様性（ニューロダイバーシティ）や生体リズムの多様性（クロノダイバーシティ）への理解と研究の推進、エビデンスに基づく施策が不可欠である。

(4) 学校保健

不登校をめぐる議論は、子どもの心理的側面や学びの機会保障に焦点が当てられることが多いが、子どもたちの心身の健全な発達を支える学校保健の視座からの検討は、これまで十分には行われてこなかった。学校は教育の場であると同時に、健康診断や保健指導、発達課題の早期発見などを通じて、全ての子どもにアクセス可能な健康のセイフティネット（学校健診等）という重要な社会的機能を担ってきた。したがって不登校は、単に学びの機会が失われるだけではなく、子どもがこの公的な健康管理システムから離脱し、心身の健康リスクにさらされる可能性をはらんでいる。学校保健は、帝国主義に根差した国民国家形成における「統制」から始まった一方で、排除の機能を伴いながらも、結果として子どもを包括的に「保護」する仕組みを作り出してきた。不登校児童生徒が増加傾向にある今、家庭の自助努力のみで学校が負ってきた健康管理の機能を代替することは困難であり、学校中心の健康管理モデルそのものの問い直しが求められている。

(5) 社会福祉学

社会福祉学は「人と環境の関係性」に着目し、その人らしさと自立を支援する学問である。不登校という言葉は、1980年代の不適切な指導に伴う人権侵害への懸念から普及した。統計上は病気や経済的理由が除外されるが、実際は貧困や精神疾患とも密接に関わっており、実態把握が困難な側面がある。

歴史的には戦後の困窮から昭和の非行型を経て変遷してきた。2012年頃からは小学校での不登校や暴力行為の急増という特異な傾向が見られる。支援はスクールカウンセラーによる心理ケアから、生活課題へ介入するソーシャルワークへと拡充された。

学校は居場所や給食提供といった「福祉的機能」を担っており、不登校による孤立は将来の貧困や犯罪被害のリスクを高める。今後は「生物心理社会モデル」に基づき、専門職が連携して個々の背景に応じたチーム支援を構築することが重要である。

5 学校教育と公共性の再構築

不登校の増加に伴い、学校教育と公共性の再構築が求められている。学校が提供する教育は、「個人が利用するサービス」ととどまらない。また、学校の公共性は、教育制度や行政における手続的公正性や説明責任といったマネジメント上の側面に限定されるものではない。それは、教育という実践が民主的社会や文化の中でいかに位置付けられ、一般市民に開かれているかという根源的な課題に接続している。

ジョン・デューイの議論¹に依拠すれば、民主主義と教育への問いは、私たち一人ひとりが世界の中でより良く生き、学ぶことを通じて、よりよい社会を構築する営みに結び付いている。この観点から、教育の公共性は〈ともに生きる〉という倫理的・政治的課題として現れ、公正で民主的な社会の中で再定位する理論的枠組みの構築が要請される。新しい学校づくりをめぐる問いは、教育と公共性を以下の3つの視点から再提示する課題に接続している。

第一に、学校教育を「公共空間の生成」の場として捉える視点である。教育における公共性は、既成の制度による所与のものではなく、多様な背景を持つ子どもたちが相互に交わり、対話し、葛藤しながら形成する動的なプロセスに基づくものである。教育は、知識や文化を伝承・生成する場であると同時に、他者との出会いを通じて公共的な関係が築かれる民主的空間として位置付けら

¹ ジョン・デューイ著（松野安男訳）『民主主義と教育（上）（下）』岩波書店、1975年。ジョン・デューイ著（市村尚久訳）『学校と社会・子どもとカリキュラム』講談社、1998年。ジョン・デューイ著（上野正道訳者代表、藤井千春解題）『デューイ著作集6 教育1 学校と社会、ほか』東京大学出版会、2019年。

れる。ここで公教育は、異質な背景を持つ子どもたちの多様性を担保し、異なる価値観が交錯し共存可能な在り方を形成する場として、民主主義の実践を育む「公共空間の生成」の場と解釈される。

第二に、不登校現象を踏まえた新しい学校づくりへの問いは、「開かれた公共性」の再検討を促している。学校は、既存の制度的規範や文化を再生産する場ではなく、多様な声が交錯し、相互の対話に開かれる空間であるべきだとされる。この文脈において、教師は権威的な知識や文化の担い手ではなく、対話的コミュニティに開かれ、多様性を支える専門家として位置付けられる。すなわち、教師は単なる学習の管理者ではなく、異なる意見や価値観の出会いを促し、全ての子どもが排除されないよう配慮する倫理的責任を担う。これは、学校教育を「閉じた空間」から「開かれた公共性」へと接続することを意味する。

第三に、教育の公共性は過去・現在・未来をつなぐ倫理的・政治的責任と関連付けられる。教育は、新しい世代が社会の成員として生きる営みであると同時に、ガート・ビースタ²によれば、世界の中で「主体」として存在することを可能にするものである。この観点から、教育は「いまだ存在していない公共性」を創出する原動力として認識される。子どもたち一人ひとりが世界の中で他者と協働し、新たな世界を形成する開かれた可能性をもつ。学校の公共性は、教育の実践を通じて不断に再構成され、再創造される民主主義の場である。したがって、不登校を含む多様な子どもたちが世界の中で「主体」として存在することを可能にする民主的な公共空間として学校を再定位することが不可欠である。すなわち、個別最適か協働かではなく、異質で多様な個人を開花させることで新たな公共性を構築するという視点から、協働概念それ自体を組み替えることも考えたい。

〈学校的なるもの〉を単に拡張して多くの子どもたちを内包すればよい、という話ではない。「学校」の中に、「緩衝地帯」「アジール」を生み出していくことが期待される。「アジール」はしばしば一時避難の場として設定されている。既成のシステムとその外部を往還しながら個人と環境とを何とか取り持っていくための知恵としての側面を有している。既成のシステムの内側に外部を取り込んでいくというこの機序を念頭に置く時、〈学校的なるもの〉と〈学校的ならざるもの〉とを、「学校」の名の下に包摂する仕組みを構築する可能性が開かれる。

² ガート・ビースタ著（上野正道監訳）『教育にこだわるということ——学校と社会をつなぎ直す』東京大学出版会、2021年。ガート・ビースタ著（上野正道監訳）『世界中心の教育——現在へのまなざし』東京大学出版会、2026年。

6 学校像の問い直し

では、具体的に、どのように学校像を問い直すことができるのだろうか。不登校現象に対して、学校の包摂性を高めるために現在、行われている方策としては、以下の(1)から(3)に示した三種があると考えられる。子どもたち全員を包摂する教育の在り方を考える上では、これら三種の全体を視野に入れた議論が求められる。

(1) 一条校内の包摂性を高める

学校の包摂性を高めるという視点からまず求められるのは、既存の一条校そのものの包摂性をいかに高めるかを考えることであろう。具体的には、次のような改革が求められる。

第一に、「授業密度・学習負荷の適正化」である。授業の質向上を求める風潮、そして教員が授業の成功を専門性だと認識する傾向の強まりは、1時間の授業密度を高め、結果として児童生徒には1日5～6時間、週5～6日の負担が蓄積している。放課後の塾・予備校参加も加わり、子どもの生活に余白がなくなっている。同時に、社会階層による教育機会への不平等も拡大する。こうした負荷が、学校から距離を置かざるを得ない児童生徒を生み出しているとも考えられる³。

2026年8月現在、中央教育審議会にて次の学習指導要領改訂に向けた議論が進められている。「授業時数」「扱う内容」の再点検を行い、過密化した単元・内容構成や高い習得要求を見直すこと、特に小学校高学年から中学校にかけて、心理的疲労の蓄積を引き起こす教科構成の見直しを行うことを期待したい。

第二に、「学習内容と学習方法の柔軟化」である。例えば、何を学ぶのか（学習内容）とどのように学ぶのか（学習方法）の選択権を子どもに委ねる機会を増やすなど、カリキュラムの個別化・個性化を図ることが考えられる。例えば、総合的な学習・探究の時間のような「探究的な学び」において、子ども自身が望む課題を追究することには大きな意義が認められる。

地域の学習資源を有効に活用した、学校外での学びの推進にも注目しておきたい。こういった学校外での学びを単位として認めていく取り組み（例えば「ボランティアの単位化」）が、不登校傾向にある子どもにとっては多様な学び方の1つとして意義あることになるかもしれない。また、社会的課題の解決を目指した取り組みに関与すること（例えば「サービス・ラーニング」）は、子どもの市民性を高めるという意味から意義ある学習方法の1つ

³ 大森直樹編著『学校の時数をどうするか——現場からのカリキュラム・オーバーロード論』明石書店、2024年。大森直樹「標準時数の変遷に関する調査（中間報告）」教育文化総合研究所、2023年。同「中学校の標準時数の変遷に関する調査——結果と提言」教育文化総合研究所、2024年。

となるかもしれない。なお、この学校外での学びの推進は、「学校の中を変える可能性」として役立てられる可能性は十分にある。

第三は、「学校風土と学級風土の改革」である。子どもが安心して学校や教室に居られる場所（居場所）として、学校や教室が機能するように、子どもと子ども、子どもと教師の関係性（権力構造）が見直される必要がある。

例えば、学級活動の「話し合い活動」で人の役に立ち、皆で楽しい活動を実現する経験は子どもを確実に変える。多様な意見から創造的な発想が生まれる体験を重ねることで、異なる意見への恐れが薄れ、「話し合えば解決できる」という見通しを持てるようになる。これにより、実体験として多様性を尊重する風土が育まれ、クラスの心理的安全性も高まると考えられる。さらに、ここで養われる意思決定や合意形成、協働的な問題解決力は将来の社会生活に不可欠な力である。話し合い活動を通じて子どもが主体的に参画できる学校づくりを進めることで、既存の学校はその包摂性を高めることができる。

また、『『生きる』教育』⁴に見られるように子どもの権利を学ぶ機会を保障する、ケアの実践⁵を充実させるといった取り組みも重要である。『『生きる』教育』とは、子どもたちが直面する「人生の困難」を解決するために必要な知識を保障するとともに、友だちと真剣に話し合うことで自分と相手を大切にする価値観を育むことを目指す教育である。ケアの実践としては、児童支援教員による登校支援や学習支援、多文化共生教育相談ルームや子ども食堂、夜の居場所を提供するフリースペースの設置など、様々な取り組みが進められている。

能力主義的圧力を高める評価制度の再設計も重要だと考えられる。特に入試に際して用いられる調査書は、生徒にとって大きな圧力となるものである。パフォーマンス評価など多面的・多角的な評価を活用して長期にわたる成長を捉える、成績評価の対象となる場面を限定する、といった見直しが期待される。なお、イギリスでは校長・教員の育成指標に子どものウェルビーイング実現の視点が取り入れられており、評価に関わる威圧的言動が子どもの安全を脅かす行為として禁止されている一方で、チーム体制で子どものニーズや良さをとらえる学校経営も重視されている。

第四は、「柔軟な登校制度の確立」である。学校で行われる教育活動やそのための場のバリエーションを広げることが考えられる。例えば、学びの多様化学校で進められている部分登校や時間差登校、さらには校内教育支援セ

⁴ 大久保真紀・西岡加名恵・今垣清彦・木村幹彦編著『『生きる』教育』で変わる未来』日本標準、2025年。

⁵ 柏木智子『子どもの貧困と「ケアする学校」づくり——カリキュラム・学習環境・地域との連携から考える』明石書店、2020年。柏木智子・武井哲郎編著『貧困・外国人世帯の子どもへの包括的支援——地域・学校・行政の挑戦』晃洋書房、2020年。

ンターといった教室以外の居場所づくりは、多様なニーズを有する子どもに対する学校の包摂性を高めるために役立つ。過剰負担となるような活動を見直し、子どもの休息・調整のための時間を導入することも考えられる。

(2) 一条校を多様化する

学びの多様化学校、教育課程特例校、授業時数特例校など、一条校を多様化する取り組みも、引き続き、追求されるべきであろう。学びの多様化学校では、少人数で柔軟な時間割を組み、個々の児童生徒に合わせた学び直しを公教育の中で保障する点に特徴がある。これらは、公教育の枠内で多様な学びを認める日本の教育の特長といえる。

さらに、学びの多様化学校については、「逃げ場」ではなく「包摂的な教育のモデル校」として位置付けることが重要だと考えられる。すなわち、「別メニューの場」として固定化するのではなく、むしろ、特例校での実践を一般的な一条校に移植することにより、一条校全体の在り方をアップデートすることが求められる。

また、通信制高校（ならびにそのサポート校）の取り組みにも注目しておきたい。今や通信制高校には、高校生の10人に1人が通学している。その取り組みについて、理論的にも論究していくことが求められる。

(3) 一条校以外の学びの場の多様化

一条校以外の教育施設や学びの場の多様化にも大きな意義が認められる。フリースクールやオルタナティブスクール、各種の民間支援は、それぞれの多様な学びの在り方を承認しつつ、一条校との連携を図っていくことが重要である。

日本では、不登校の子どもに対して、学校外やオンラインでの学習を「出席」として認める仕組みが整えられている。教育支援センターやフリースクール、自宅でのICT学習などがその対象であり、在籍校の判断によって出席扱いとなる場合がある。これは「教育機会確保法」や文部科学省の通知に基づき、子どもの学びの機会を確保しようとするものである。

ただし、一方で課題も存在する。フリースクール等の機関と学校教職員とのつながりづくりが課題となっている例も少なくない。不登校の子どもについての情報共有・コミュニケーションや、フリースクールでの様々な実践についての交流が重要であろう。

また、出席扱いや学習評価は最終的に学校や自治体の裁量に委ねられており、地域差が大きい。フリースクールは法的に「学校」とは認められず、学籍を付与しないため、学習権を最終的に誰が担保するのかということを明確にすることが難しい。結果として、公的責任の曖昧さや家庭への負担が残ってしまうことが、課題として挙げられる。多様性を担保するような質保証の

在り方を検討し、柔軟な制度の中で学習権が保障される仕組みづくりが課題であると考えられる。

他国の事例として、英国（イングランド）には地方当局が不登校児への教育提供義務を負う「オルタナティブ・プロビジョン（Alternative Provision: AP）[代替教育]」という仕組みがある。教育の質にバラつきはあるものの、日本より責任の所在が明確となっている。フランスでは、不登校児を一時的に受け入れ元の学校に戻す「ディスポジティブ・ルレ（Les dispositifs relais）[リレーする措置]」や国立遠隔教育センターによる自宅学習など、中央政府が構築した安定性の高い公的制度がある。各国の背景は異なるが、日本は「在籍校を中心に多様な学びを出席や成績に繋げる柔軟性」が強みである一方、英国の法的義務やフランスの公的制度と比べると「地域格差や責任の分散」という制度の安定性と責任明確化の面に課題を抱えており、今後の改善が求められる。

7 条件整備の重要性

(1) リソースの大幅な充実

2026年8月現在、学習指導要領改訂をめぐる審議の中では、一条校の中の多様化と一条校自体の多様化との間の壁を下げるような提案もなされている。中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」（2025年9月）の「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」では、従来の特例校制度を、国への申請なしに「常に利用可能な選択肢」とする方向で検討が進められている。特に不登校の子どもについては、特例校制度を用いずとも、学びの多様化学校と同様の柔軟性をもった教育課程の設定、個別の指導計画の作成を校内外の教育支援センター等と連携して行うことが議論されている。このような対応すべき多様性をもった子どもとしては、不登校の子ども以外に、通級指導が必要な子ども、日本語指導が必要な子ども、特定分野に特異な才能のある子どもが想定されており、教育課程を2階建てで編成し、1階部分（共通部分）を柔軟化した上で、2階部分として、こうした「個々の児童生徒に着目した特例の新設・拡充」を行うことが構想されている。

多様な子どもを包摂するために教育課程の柔軟化を図るという全体の方針には賛同するが、それが現実化するには、リソース（時間、教員数、施設・設備、研修機会、相談員・相談機関、コーディネーターなど）の大幅な拡充が必要である。それがなければ、学校は混乱し、教師はますます困惑・疲弊するだろう。

さらに、多様なフリースクールや「個別指導塾」などの民間事業の参入についても視野に入れることが考えられる。ただし、日本国憲法第89条では「公金その他の公の財産」を「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に対して支出することを禁止しており、国や自治体による監督と事

業内容との関係をどのように調整すべきかの検討も必要である。既に公的支援が行われている例もあるので、それらを参照して具体的方策を実施することが求められよう。そのための財政基盤を整えることが必要である。

(2) 教職員の専門性の捉え直しと「ゆとり」の重要性

学校の包摂性を高めるためには、子どもの学習を保障する教師の専門性を捉え直すことも必要だろう。「教育機会確保法」に基づく COCOLO プランでは、児童生徒の「社会的自立」を目指しているが、その解釈は当該校に任されており、支援にあたる学校現場では混乱も生じている。

例えば、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム、校内フリースクールなどと呼ばれる）に関して、学校現場では、文部科学省や地方自治体の意図が伝わっていないと思われる運用も散見され、普通教室に通う児童生徒から不満が出ている状況も見られる。校内教育支援センターをうまく運営するためには、学校や授業に対する既成観念から自由になれる柔軟性をもつ教職員の配置が必要となる。

そのためには、様々なフリースクールの知見を学ぶことによって、「学校らしさ」を相対化することのできる専門性を備えた教職員を育成するといった視点が求められる。教員の専門性を、テストの点数の向上を目指した「授業改善」に過度に寄せると、目の前の学習課題に集中しすぎ、子どもの全人的な発達状況を見失ってしまう場合がある。ひいては、知らず知らずのうちに子どもを追い詰め、学校不適応を強めてしまう危惧がある。教職員は、「授業の専門家」であるとともに、「子ども理解の専門家」でもある。子どもの家庭背景の多様さにも目を向け、社会的公正の感覚を研ぎ澄ますなど、広い視野での不断の学びが必要となっている。

一方で、公教育としての学校を立て直すためには、学校にも教職員にも、何よりも「ゆとり」が必要である。教員の持ちコマを減らして空き時間を確保する、校内教職員のコミュニケーションを促進し、教職員が支え合える環境を整える、といった学校文化・組織運営が求められる。その際には、特に校長の見識と差配が問われることとなる。そのような改革が実現すれば、学校の「居づらさの徴候」を早期に把握する仕組みを整えることにもつながるだろう。

(3) 保護者への支援の重要性

不登校対応において保護者支援も不可欠である。子どもが不登校の兆候を見せた際、保護者は深刻に受け止め、孤立感や相談先の迷いを抱えがちである。また、神経発達症（発達障害）等を伴う場合、学校・教師の無理解な対応に苦悩する例も少なくない。さらに、2026年にNPO法人キーデザインが不登校や行き渋りの子どもをもつ全国の保護者1234人の調査回答を分析した結

果、特に母親の負担が重く、約2割は仕事を退職しており、父親の退職率0.7%と比較して大きな差があることが明らかになっている（『『不登校離職』、母親は父親の30倍 NPO調査に切実な声』『毎日新聞』2026年7月26日）。このような保護者の状況に対して、ネガティブ思考の解消や、学校・教育委員会・フリースクール等との連携、離職防止に向けた就労環境の整備など、広く多角的な支援が必要である。

個別支援の場合では、スクールカウンセラーや公的・民間施設等での相談体制の周知が求められる一方、社会全体に向けたアプローチも重要である。文部科学省の社会教育や家庭教育支援の枠組みを活用し、「親の学び」の場や地域支援者の養成研修等を通じて「COCOLOプラン」の考え方や不登校の多様性を広く発信していくことが有効であろう。学校外の地域社会も巻き込みながら、保護者を孤立させずに支える包括的な仕組みづくりが強く求められている。

(4) 各種専門職との連携

不登校の背景には、発達的な特性や家庭環境など多様な問題があり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の多職種連携（チーム学校等）が不可欠である。しかしながら、連携のための会議などの負担が教員に課せられる状況、一方で、専門職の配置により教員が対応を任せきりにしてしまうという状況が見られるほか、校務分掌による運用の硬直化、支援が届かない層が存在するなどの課題も見られる。

また、現在、公認心理師等の国家資格化が進む一方、主要な3つの臨床心理学の学派、すなわち精神分析系、人間性心理学系、認知行動療法系の各学派によって支援のアプローチの理論的枠組みが異なっているため、スクールカウンセラー等がどの学派の理論を重視しているかによって、具体的な支援の方向性がずれる状況も見られる。単に不登校状態の改善の成否の議論に終始したり、学校復帰のみを無理強いしたりするのではなく、関係者が共通の理解を持つことが重要となる。

これからの専門職連携においては、不登校児童生徒に寄り添いつつも、最終的な支援のアウトカム（目指す成果）を「社会的自立」や出口支援という共通のゴールに設定し、それぞれが専門性を発揮していくことが強く求められている。

8 公教育としての学校の再構築へ

不登校支援には「個人への対応」だけでなく、学校の構造・制度・文化そのものを立て直す改革が不可欠である。「選べる学びの場」を用意するだけでは不登校の基盤要因は減らず、公教育制度の仕組みそのものをも脅かす。子どもが安心して過ごせる「公教育としての学校」を再構築することが、求められていると言えるだろう。

その際、個別支援や多様な学びの場の整備は必要だが、それだけでは不登校の増加に歯止めはかからない。学校の公共性、義務教育の意義を再確認し、「誰にとっても安心して学べる学校そのものを再構築する」という視点を政策の中心に据えるべきである。

公共性の再構築を検討する上で、特に鍵となるのは、「公正 (equity)」という概念であろう。「公正」には、(a)結果の公正、(b)手続きの公正、(c)機会の公正の3つの側面がある。(a)は、誰が何をどれだけ受け取るかという「結果」における公平性を意味し、(b)は、決定に至るまでの「手続き」が透明性のある基準や議論に基づいて行われているかという公平性を意味し、(c)は、スタートラインにおいて誰もが平等に「機会」を得られる状況にあるという公平性を意味する。こういった各方面から「公正」について考えてみることで、学校の包摂性を高めるためのさまざまな手立てを見出すことができると言えよう。

本記録は、2026年8月時点での本分科会の議論のまとめである。第27期において、引き続き議論を深めていきたい。

<資料>日本学術会議の提言等における不登校現象の扱い

種類	発出 年月日	タイトル	委員会 分科会	不登校が扱われている箇所
提言	2008 年 7 月 14 日	近未来の社会福祉教育のあり方について ―ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて―	社会学委員会 社会福祉学分科会	p.1～2: ソーシャルワーカーが必要となった背景の 1 つとして、不登校等の問題に対して現状の人材や教育機関だけでは十分な対応ができない状況であることが挙げられている。
提言	2008 年 8 月 28 日	医療領域に従事する『職能心理士(医療心理)』の国家資格法制の確立を	心理学・教育学委員会 健康・医療と心理学分科会	p.3: 小児科における不登校への対応を含む、医療における心理業務が増加しているため、医療心理学の専門技術を高める専門職大学院教育が必要である。
提言	2011 年 4 月 28 日	我が国の子どもの成育環境の改善にむけて ―成育方法の課題と提言―	心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同 子どもの成育環境分科会	p.32～33: 不登校の発生状況について p.40: 「田澤 雄作(2006). テレビ:ビデオ・テレビゲームと慢性疲労、そして不登校 チャイルドヘルス, 9(9), 633-636.」が紹介されている。子どもの慢性疲労を含む多様な事態に対し、テレビ・ビデオ・ゲームの禁止と疲労を回復させる処方をしたところ、多くの事例が健康を取り戻した。
提言	2011 年 9 月 27 日	わが国の健康の社会格差の現状理解とその改善に向けて	基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同 パブリックヘルス科学分科会	シンポジウムの紹介(p.33 以降): (3 健康格差と日本の子どものヘルスプロモーション)の欄に、以前の報告書に多くの問題を抱えた子どもの健康の危機的状況の例「不登校」が含まれている。
提言	2012 年 4 月 9 日	二度と津波犠牲者を出さないまちづくり ―東北の自然を生かした復興を世界に発信―	東日本大震災復興支援委員会 災害に強いまちづくり分科会	p.8: 東日本大震災で被災し、家族や友人と離れて都会の学校に転校した中高校生の不登校が増えている。
提言	2013 年 3 月 22 日	我が国の子どもの成育環境の改善にむけて ―成育時間の課題と提言―	心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同 子どもの成育環境分科会	p.1: 子どもが陥る困難の 1 つとして不登校が挙げられる。 P.9: 不登校が少なく、子どもの自尊感情の高い千葉県秋津小学校の取り組みについて。 p.17,18: 不登校など成育時間改善のテーマに関して、時間学研究の観点から、詳細な科学的検討の進展が期待される。
提言	2014 年 8 月 21 日	健やかな次世代育成に関する提言	臨床医学委員会 出生・発達分科会	p.4: 発達障害への対応の遅れが引き起こす問題の 1 つとして不登校が挙げられている。
提言	2014 年 9 月 25 日	東日本大震災からの復興政策の改善についての提言	社会学委員会 東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会	p.16: 学校が、災害被災に遭い、避難している子どもたちのいじめや不登校などのセーフティネットとして機能するとされている。

種類	発出 年月日	タイトル	委員会 分科会	不登校が扱われている箇所
提言	2015 年 5 月 28 日	未来を見すえた高校公民科倫理教育の創生 ―〈考える「倫理」〉の実現に向けて―	哲学委員会 哲学・倫理・宗教教育分科会	p.35: 紹介されている長野県立望月高校の抱える課題の 1 つとして不登校が挙げられている。
提言	2017 年 5 月 23 日	我が国の子供の成育環境の改善にむけて ―成育コミュニティの課題と提言―	心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同 子どもの成育環境分科会	p.10～11 (2)④イ 不登校・引きこもり: 不登校、引きこもりの解決に向けて、人間関係を支える多様な教育機会の確保が求められる。
提言	2017 年 7 月 4 日	若者支援政策の拡充に向けて	社会学委員会 社会変動と若者問題分科会	p.15: 地域で孤立しがちであるが、看過してはならない存在として、「『いじめ・不登校・DV、無業や不安定な就業』という負の連鎖に陥っている若者」が挙げられている
提言	2017 年 8 月 24 日	低炭素・健康なライフスタイルと都市・建築への道筋	環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同 低炭素・健康社会の実現と生活様式・消費者行動分科会	P.7: 日本の子どもたちが直面する課題の 1 つとして、不登校の増加傾向が挙げられている。
提言	2018 年 11 月 7 日	サマータイム導入の問題点: 健康科学からの警鐘	基礎生物学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 生物リズム分科会	p.10: 不登校と睡眠の関連について。 P.12 にも同様のことが書かれている。
提言	2020 年 8 月 26 日	すべての人に無償の普通教育を 多様な市民の教育システムへの包摂に向けて	心理学・教育学委員会 排除・包摂と教育分科会	p.6～8: 「(1) 不登校の子ども」。 他にも不登校に関する記載あり。
提言	2020 年 8 月 31 日	発達障害への多領域・多職種連携による支援と成育医療の推進	臨床医学委員会 出生・発達分科会	p.3: 軽症の ASD であっても、不登校などの学校不適応から診断を求めて受診するケースが増加している。
提言	2020 年 9 月 7 日	未来のための心理学の市民社会貢献に向けて: 高等学校の心理学教育と公認心理師養成の充実を	心理学・教育学委員会 心理学教育プログラム検討分科会及び健康・医療と心理学分科会	p.10: 不登校への対応を含む、スクールカウンセラー事業のニーズに応えるため、各公立学校に常勤の公認心理師を最低 1 名配置することなどが必要である。

種 類	発 出 年 月 日	タ イ ト ル	委 員 会 分 科 会	不登校が扱われている箇所
提 言	2020 年 9 月 25 日	我が国の子どもの 成育環境の改善に むけて ―成育空 間の課題と提言 2020―	心理学・教育学委 員会・臨床医学委 員会・健康・生活 科学委員会・環境 学委員会・土木工 学・建築学委員会 合同 子どもの成 育環境分科会	p.9: 子ども・若者育成推進法(2009)、子供・若 者育成支援推進大綱(2016)は、不登校を含む困難 な状況における子どもを念頭に立案された。
見 解	2023 年 9 月 22 日	コロナ禍で顕在化 した危機・リスク と社会保障・社会 福祉 ―誰一人取 り残さない制度・ 支援への変革―	社会学委員会 社 会福祉学分科会	p. ii: コロナ禍に暴力や人権侵害などの複合的な 問題に直面した子どもたちのウェルビーイング は、家庭や学校などの環境条件に大きく依存し、 不登校を含む深刻な危機やリスクと隣り合わせで ある。 P.6: 無気力や不安は、不登校の要因の約半数を占 める。コロナ禍は、子どもたちの人権的危機を増 幅し、令和 2 年度は不登校数が過去最多となっ た。
報 告	2010 年 4 月 5 日	土木工学・建築学 分野の展望―持続 可能社会確立のた めの人・環境・社 会基盤の関係性の 再構築	土木工学・建築学 委員会	p. v: 日本学術会議の対外報告「我が国の子ども を元気にする環境づくりのための国家的戦略の確 立に向けて」と提言「我が国の子どもの成育環境 の改善に向けて―成育空間の課題と提言―」にお いて、不登校の増加を含む子どもの課題に言及さ れ、それに対する提言がなされた。 p.8: 現代の子どもたちの課題の 1 つとして不登校 が挙げられている。不登校を含む子どもの危機的 状況には、家庭、近隣、学校等における子どもた ちの社会的環境のみならず、都市や建築、自然環 境のような物理的な環境も深く関係している。
報 告	2010 年 4 月 5 日	教育学分野の展望 ―「質」と「平 等」を保障する教 育の総合的研究―	心理学・教育学委 員会 教育学の展 望分科会	p.15: 2007 年度の不登校の高校生は 5 万 3000 人に達する。高校の不登校の主たる背景の 1 つが 貧困である。
報 告	2010 年 4 月 5 日	日本の展望―理 学・工学からの提 言	日本の展望委員会 理学・工学作業分 科会	p.27: 不登校を含む子どもの問題に対する提言に 基づき、子どもが群れて遊ぶ公園・広場、住環 境、遊び道の復活、自然体験の場、健康を守る環 境(医療環境)、生活のための環境基準、地域コミ ュニティーの拠点としての教育保育環境、活発な 運動を喚起する施設・都市空間の整備を行うべき である。
報 告	2010 年 7 月 12 日	日本の子どものヘル スプロモーション	健康・生活科学委 員会 子どもの健 康分科会	p.12: 最近、運動遊びの大幅な減少によって、不 登校を含む社会的不適応を呈する子どもが増加し ている。 P.13: 千葉市で、スクールカウンセラーの配置率 が 50%となった 2001 年以降、不登校が減少し、 保健室登校が増加した。 p.14: 教員の増員や養護教諭の複数配置によっ て、不登校を含む心の健康課題に対するよりきめ 細かい対応ができ、課題解決への一歩となる。

種 類	発 出 年 月 日	タ イ ト ル	委 員 会 分 科 会	不 登 校 が 扱 わ れ て い る 箇 所
報 告	2014 年 9 月 30 日	社会福祉系大学院 発展のための提案 －高度専門職業人 養成課程と研究者 養成課程の並立を めざして	社会学委員会 社 会福祉系大学院の あり方に関する分 科会	p.2: 社会福祉専門職の介入が期待される問題とし て不登校が挙げられている。
報 告	2014 年 9 月 30 日	大学教育の分野別 質保証のための教 育課程編成上の参 照基準 心理学	心理学・教育学委 員会 心理学分野 の参照基準検討分 科会	p.12: 心理学の知見は、不登校を含む社会問題の 解決に貢献している。

(作成協力：飯塚喜久乃)

＜参考資料１＞審議経過

令和６年

３月２０日 不登校現象と学校づくり分科会（第１回）

（１）役員の選出、（２）分科会で扱う課題に関連する状況の紹介、交流 《報告》・不登校現象に関する研究動向等について 酒井朗先生、（３）今期、重点的に取り組むべき課題についての意見交換、（４）連携会員（特任）の選出、（５）その他

７月２８日 不登校現象と学校づくり分科会（第２回）

（１）本日のシンポジウムの内容を踏まえた成果と課題について、（２）今後の本分科会の活動について、（３）その他

１２月２１日 不登校現象と学校づくり分科会（第３回）

（１）シンポジウムの内容について、（２）「報告」の構成と執筆分担について、（３）今後の活動計画について、（４）その他

令和７年

３月１６日 不登校現象と学校づくり分科会（第４回）

（１）シンポジウム「不登校現象に関する研究の到達点」について、（２）教育関連学会連絡協議会との合同シンポジウム（２０２６年３月）について、（３）今後の活動について

１１月２２日 不登校現象と学校づくり分科会（第５回）

（１）「記録（案）」の内容について、（２）２０２６年３月７日（土）に開催予定のシンポジウムの企画について

令和８年

２月２１日 不登校現象と学校づくり分科会（第６回）

（１）「記録（案）」の内容について、（２）その他

＜参考資料 2＞シンポジウム開催

- [1] 令和 6 年 7 月 28 日：分科会主催 公開シンポジウム「不登校に関する政策動向」
- [2] 令和 6 年 12 月 15 日：分科会主催 公開シンポジウム「『学びの多様化学校』の学校づくりに学ぶ」
- [3] 令和 7 年 3 月 16 日：分科会主催 公開シンポジウム「不登校現象に関する研究の到達点」
- [4] 令和 7 年 7 月 26 日：分科会主催 公開シンポジウム「学校の公共性を問い直す」
- [5] 令和 8 年 3 月 7 日：分科会主催 公開シンポジウム「不登校現象と今後の学校づくり」

付 録

以下の付録には、不登校現象に関する各学問分野における研究の到達点を紹介する論考を掲載している。教育社会学、臨床心理学、医学・脳科学、学校保健については本分科会の委員によって、また、社会福祉学については外部の識者に依頼して執筆された。それぞれの領域の意見を代表するものではないので、執筆者名を入れている。

＜付録 1＞教育社会学の視点から見た不登校現象

教育社会学における研究動向

酒井 朗

ここでは、教育社会学ならびに関連する学問領域における不登校研究の動向を、①不登校の社会的要因の究明、②欠席の捉え方の再検討、③不登校支援に関する研究、④当事者の経験への着目、⑤公教育の在り方の再検討、の5つの観点から整理した上で、今後の学校の在り方を問い直す上での留意点を提示する。

1. 不登校の社会的要因の究明

第二次大戦後、義務教育が9年間に延長された当初、長期欠席が社会問題化した。1950年代末になると激減した。しかし、その中でも一部の子どもは欠席しがちであることに児童精神科医が注目し、「学校恐怖症」と呼ばれるようになった。1970年代半ばから再び長期欠席が増加し始めると、「学校ぎらい」を理由とする欠席が「登校拒否」と呼ばれるようになり、その後「不登校」と呼ばれるようになった。これらの現象は、当初は本人の神経症的傾向や母子関係、親子関係に原因が求められがちであったが、1980年代に入ると、奥地(1989)や渡辺(1983)は学校問題として捉えることを主張した。また、森田(1991)は社会全体が「公」より「私」を優先しようとする「私事化」が不登校の増加の背景にあるのではないかと指摘した。これらの議論を受け、『学校不適応対策調査研究協力者会議報告書』(1992)は「登校拒否はどの子にでも起こりうる」と指摘し、学校が「心の居場所」となることを求めた。さらに1990年代後半以降の経済の停滞の下で、保坂(2000)は怠学傾向のある「脱落型不登校」の背景に経済的要因があることを指摘し、子どもの貧困と不登校の関連が注目されるようになった(梶原、2022; 林、2016; 盛満、2011)。

2. 欠席の捉え方の再検討

不登校の要因の究明とともに、社会構築主義の流れを受けて欠席の捉え方の見直しも求められるようになった。保坂(2000)、酒井(2010)は、長期欠席全体に再度目を向けるべきでないと問題提起した。また、「長期欠席」、「登校拒否」、「不登校」という「名づけ」は、ある種の秩序を編成しようという社会統制の実践であり、政治的な過程であるとする歴史社会学的研究もなされた(加藤、2012)。外国籍の子どもや外国につながる子どもの不登校・不就学についても、繰り返し指摘されてきた(小島、2016; 宮島・太田、2005; 宮島、2014; 佐久間、2006)。

3. 不登校支援に関する研究

1990年代に本格的な不登校対策が始まると、伊藤（茂）（1996）や酒井（1996）は、カウンセリング重視の対応方針や教師のカウンセリング・マインドが重視される傾向などの支援の心理主義化に関して批判的検討を行った。また、保田（2014）はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校のネットワーク構築における、教員の役割の変化を解明しようとした。

近年は、不登校の子どもの居場所としてのフリースクールや、不登校の進路先として定着しつつある通信制教育の現状と課題に関する研究も進められている。藤根（2022）は、「教育機会確保法」（2016）を受け、通信制高校や学習塾等様々な事業体が広域でフリースクールを展開するようになったことを見出した。また加藤（2018）は、公教育から排除されてきた文化的価値の承認がどのように遂行されうるのかが問われると指摘した。さらに橋本（2020）は、フリースクール設置者は学校的価値と異なる生き方を志向し、その手段としてフリースクールを設立・運営していることを明らかにした。

4. 当事者の経験への着目

社会的構築主義（社会構成主義）の影響を受け、不登校児童生徒の経験も着目されるようになった。貴戸（2005）は、不登校支援者が不登校の子どもたちの居場所づくりをオルタナティブな「選択の物語」として一枚岩的に説明している語り口を批判し、それ以外の当事者の様々な思い、混沌とした思いをすくい取らなければならないと、不登校の当事者研究を提唱した。また、伊藤（秀）（2009）は不登校経験者を積極的に受け入れている学校では、生徒たちはどのような理由により登校を継続しているのか、それは学校のどのような実践・要因によって支えられているのかを解明した。

5. 公教育の在り方の再検討

2016年に制定された「教育機会確保法」を受け、公教育や教育の公共性の在り方そのものを論じる傾向も強まっている。さらに不登校の増加によって揺らいだ学校教育制度をどのように組み替えるべきかという議論がなされるようになってきた。

後藤（2020）や武井（2021）は、「切実な要求」「切実なニーズ」をキーワードとして、多様な教育機会をどのような理屈で認めるのかという点に注目している。後藤（2020）は、不利な立場で様々な困難を抱え、止むに止まれぬ気持ちで学校に行きづらくなっている子どもたちの「切実な要求」を真摯に受け止めねばならない、彼らの支援は公的な責任の範疇にあるとして、多様な機会の支援を受容しつつ公教育を考えなければいけないと主張する。一方、吉田（2023）は、親の教育する自由や学校づくりの自由を一定程度認める必要がある

という「別様の価値」という概念を提唱した。それらの自由を認めつつ、国家として義務教育を課すという緊張関係の中で公教育を再編成する必要があるという、「縁側」のある公教育を主張している。さらに、大桃・背戸ら（2020）は、歴史的には公教育の概念自体は多様であり、現下の揺らぎを公教育の崩壊でなく新たな公教育の在り方を模索する過程と捉える必要があること、国家による公教育を通じた市民育成を担保しながら、教育規制からの自由、多様な教育機会をどのように認めるかを考えていく必要があることを指摘している。

また、多様な教育機会を認める上では税金投入を正当化する必要が生じる。貞広（2018）は、機会の多様性を担保するために一定の質を保証する際には、国家が全体の基準を決めて管理するのではなく、教師が評価基準の設定に関与し、学校独自の教育実践を尊重するという新しい質保証システムの必要性を提唱している。後藤（2019）は、教育とともに生活・生存保障の公共性も公が担うべきであるとし、教育の論理と生存保障という2つの側面から、学校外の教育機会の正当化を図っている。

一方、森（2024a, 2024b）は、公教育における市場化の進展を踏まえ、単純で粗悪な「市場化」、「民営化」を回避しつつ公教育を再編する必要性を指摘した。また、後藤（2020）は、福祉と教育の折り合いをつけて、新しい公共的な子どもの支援の仕組みを検討する必要があると述べている。

6. 学校の在り方を検討する上での留意点

不登校に関する先行研究を踏まえると、今後の学校の在り方を考えていく上で、以下の5つの留意点を指摘することができる。1点目は、不登校の背景に潜む貧困や社会的孤立などの問題に配慮しながら、学校づくりを考える必要があるという点である。また、病気による長期欠席等、不登校以外の様々な原因で学校に行かない子どもにも配慮が必要である。2点目は、多職種連携にあたって、心理や福祉、医療等、各領域の理念や方針の齟齬の乗り越え方を検討する必要があるということである。3点目は、文部科学省の不登校調査では不登校の要因を適切に把握したり、改善方法を見出したりすることが困難なので、当事者視点で状況を把握する調査を行う必要があるということである。4点目に、不登校の議論は、公教育をどのように再構築するかということに論点が移ってきているため、近代以降の自律的市民育成の中で多様な教育機会を認めていくという制度全体の再編成を検討する必要がある。5点目に、学校外の教育機会に見られる市場化の進展を注視しつつ、多様な教育機会をどのように認めていくのか、あるいは、それを含めた教育制度全体の在り方を検討することが重要である（酒井 2023）。ただし、多様な教育機会の設置は、学校不適応の児童生徒を学校から排除するだけで、学校自体は変化しないという結果につながるのではないかと懸念があることにも留意しなければならない。

＜参考文献＞

- 伊藤茂樹（1996）「『心の問題』としてのいじめ問題」『教育社会学研究』59, 21-37.
- 伊藤秀樹（2009）「不登校経験者への登校支援とその課題——チャレンジスクール、高等専修学校の事例から」『教育社会学研究』84, 207-226.
- 奥地圭子（1989）『登校拒否は病気じゃない——私の体験的登校拒否論』教育史料出版会.
- 大桃敏行・背戸博史編（2020）『日本型公教育の再検討——自由、保障、責任から考える』岩波書店.
- 梶原豪人（2022）「なぜ貧困家庭の子どもは不登校になりやすいのか——不登校生成モデルを用いた実証研究」『教育社会学研究』109, 51-70.
- 加藤美帆（2012）『不登校のポリティクス——社会統制と国家・学校・家族』勁草書房.
- 加藤美帆（2018）「フリースクールと公教育の葛藤とゆらぎ——教育機会確保法にみる再配分と承認」『教育学研究』85（2）, 175-185.
- 貴戸理恵（2004）『不登校は終わらない——「選択」の物語から〈当事者〉の語りへ』新曜社.
- 小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学——社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会
- 後藤武俊（2019）「学校外教育の公共性に関する考察」『日本教育行政学会年報』45, 41-57.
- 後藤武俊（2020）「公教育の射程と困難を抱える子ども・若者への教育保障」大桃敏行・背戸博史編『日本型公教育の再検討——自由、保障、責任から考える』岩波書店、89-110.
- 酒井朗（1997）「“児童生徒理解”は心の理解でなければならない——戦後日本における指導観の変容とカウンセリング・マインド」今津孝次郎、樋田大二郎編著『教育言説をどう読むか——教育を語ることばのしくみとはたらき』新曜社、131-160.
- 酒井朗（2010）「学校に行かない子ども」荻谷剛彦ほか著『新版 教育の社会学』有斐閣、2-67.
- 酒井朗（2023）「ゆらぐ教育保障のあり方」荻谷剛彦ほか著『新・教育の社会学』有斐閣、2-78.
- 佐久間孝正（2006）『外国人の子どもの不就学——異文化に開かれた教育とは』勁草書房.
- 貞広斎子（2018）「教育主体の多様化に対する公財政支出の公共性確保」『教育学研究』85（2）, 162-174.
- 武井哲郎（2021）「新しい日常における学習機会の多様化とその影響」『教育学

- 研究』88（4），545-557.
- 林明子（2016）『生活保護世帯の子どものライフストーリー——貧困の世代的再生産』勁草書房.
- 橋本あかね（2020）『変容するフリースクール実践の意味——設立者のナラティブ分析から』明石書店.
- 藤根雅之（2022）「フリースクールの時間的・空間的展開——教育機会確保法制定との関連」『美作大学紀要』（55）93-102,
- 保坂亨（2000）『学校を欠席する子どもたち——長期欠席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版会.
- 宮島喬（2014）『外国人の子どもの教育——就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会.
- 宮島喬・太田晴雄編（2005）『外国人の子どもと日本の教育——不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会.
- 森田洋司（1991）『「不登校」現象の社会学』学文社.
- 森直人（2024a）「バスに乗る——反復される対立構図を乗り越えるために」森直人ほか編『「多様な教育機会」をつむぐ』明石書店、17-43.
- 森直人（2024b）「多様な教育機会」と教育/福祉——ジレンマのなかで、ジレンマと向き合う実践の論理」同上書、46-65.
- 盛満弥生（2011）「学校における貧困の表れとその不可視化——生活保護世帯出身生徒の学校生活を事例に」『教育社会学研究』88，273-294.
- 保田直美（2014）「学校への新しい専門職の配置と教師役割」『教育学研究』81（1），1-13.
- 吉田敦彦（2023）「別様な市民が創るオルタナティブな学び場の公共性　＜縁側＞をもつ応答的包摂型公教育の生成へ」『教育学年報』（14）29-56.
- 渡辺位（1983）『登校拒否・学校に行かないで生きる』太郎次郎社.

<付録2>臨床心理学の視点から見た不登校現象

臨床心理学における研究動向

伊藤美奈子

臨床心理学の最大の関心は、不登校の子どもたちのところ（心理）の理解（アセスメント等）であり、その子どもや子どもを取り巻く社会（家庭や学校）に対する支援を考えることである。心理臨床実践の中で、さまざまな実践報告がなされており、その数は莫大な数に上る。一方、不登校は「現象」であり（森田、1991）、そこには、いじめ・虐待・発達特性・友人関係・教師との関係・学力・ジェンダーの問題・ヤングケアラー・貧困から、最近ではコロナ禍に見るような公衆衛生的な問題まで、多様な要素が絡み合っており、不登校だけを切り取ることが難しい。

本来であれば、ここではこれまでの研究の流れを源流から遡り、現在の到達点を明らかにするのが目的であるが、臨床心理学の場合、大小さまざまな実践報告や臨床知・実践知が原点になっているものがほとんどである。また不登校研究は、臨床心理学のみならず、児童精神医学、教育学、教育社会学、学校心理学など隣接領域と相互に影響しながら発展してきたという点に大きな特徴がある。そのため、本稿では、研究動向を概観し整理するに留めた。紙面も限られており、網羅的な研究レビューでない点については、ご容赦いただければ幸いである。

1. 不登校の変遷

まずは、臨床心理学的な視座から、これまでの不登校の変遷をたどってみたい。日本社会において不登校が話題になり始めたのは、高度経済成長期に差し掛かる 1950 年代の後半である。学歴を身につけて社会で成功しようという活気のある時代の中、学校に行けるのに行かない子どもたちは少数で、世間の理解は得られていなかった。その結果、不登校は「心の病気」として理解され、「学校恐怖症」という症例として、児童精神科医等が治療の対象として研究し始めた（この時期の代表的な研究として、佐藤（1968）が挙げられる）。当時の中心的な議論として、不登校の背景には母子分離不安があるという見方が強かった。また他方、山中（1975）は、不登校の子どもたちが示す臨床的意味を説明するために、「思春期内閉」という用語を用いた。つまり、不登校の時期はさなぎの殻に閉じこもり、動かないが、殻の中でさなぎが蝶に変わる大変身の準備をしているという解釈であり、現在もそう解釈できる不登校は少なくない。

その後、1970～1980 年代に入ると、不登校数がますます増加し、病気でない

く教育の問題であるとして扱われるようになった。呼称も「学校恐怖症」から「登校拒否」と替わっていく。1980年代後半から1990年代にかけては、「登校刺激をせずに待つこと」を重視する支援観が広く共有される一方、積極的に登校を促す立場も存在し、学校現場では対応をめぐる議論がみられた。その後、不登校の人数の増加のみならず、不登校の質が多様化していく。そのような流れにおいて「不登校」という名称が出てきたのは1990年前後で、教育社会学の森田（1991）によると、不登校に対しては「ソーシャルボンド」、すなわち、社会のいろんな支援につなぐことが重要だとされた。2000年前後から、不登校の質がますます多様化・複雑化していき、学校教育の資源だけでは解決できない事象も増えていく。

2. 不登校支援の制度的変遷

次に、国の動きに注目しつつ、不登校支援の動向を見ていく。1950年代後半は学校恐怖症として治療対象とされた不登校であるが、1980～1990年代以降、数の増加に伴って教育課題に変わり、文部科学省を中心とした教育的な支援が展開されてきた。例えば、1990年には教育委員会によって適応指導教室の設置が開始された。適応指導教室は、現在は教育支援センターと名称を変えているが、設置当初は不登校の子どもたちが少人数で様々な活動をする中で元気を取り戻し、学校に復帰することを目指して作られた。

1992年に出された国の報告書の中で、「不登校はどの子にも起こりうる」「待つことが大事」とされた。1995年にはスクールカウンセラーの配置が始まり、2002年には「不登校問題に関する調査研究協力者会議」が発足した。その会議においては、不登校の背景要因の多様化という現状を受け、不登校に対して「待つ」だけでいいのか、ということが大きな論点となった。いわゆる神経症的不登校が中心であった時代には、過度な刺激をすると本人が潰れてしまうから、待つことが大事だとされていた。しかし、2000年代には、いじめや虐待が背景にある不登校が増加し、待つだけでは子どもの命が危うくなることもあるので、アセスメントを踏まえて適切に関わるというように方針が変更されたといえる。

その後、スクールソーシャルワーカーの導入や2016年の「教育機会確保法」の制定があった。この「教育機会確保法」は、それまでの支援の方向を大きく変えるものであり、＜不登校というだけで問題と見なさない＞＜学校復帰が全てではない＞＜学校以外にも学びの場を増やそう＞等の見解が法律として明記されたという意味でも、大変インパクトがあった。

その後、コロナ禍を経て、不登校支援においても急速にオンライン化が進んだ。2023年には文部科学省がCOCOLOプランを出し、「教育機会確保法」の理念が現実社会の中でも実現されようとしている。さらに、現在では、文部科学省だけでなく、こども家庭庁も不登校やいじめに関して様々な政策を打ち出し

ており、学校のみならず地域社会で子どもたちを支えていこうという流れも示されている。

3. 不登校の“理解”に関する研究

不登校に関する先行研究や理論を紹介する。不登校の理解に関する研究として、類型論的な分類を試みた理論や実践がある。類型論には、原因論、タイプ分類、段階分析、発達の分析などが含まれる。

原因論では、不登校の原因を学校・家庭・個人などに大まかに分ける。学校要因としては、学校の画一的な教育やいじめ、体罰、学業不振などが指摘されてきた。また、学校制度や教育の在り方そのものを問い直す視点も提示されている（奥地（2005）他）。家庭要因には、母子分離不安や過保護、ネグレクトなどが含まれる。個人要因には、発達特性やゲームによる生活の乱れ、学力面の問題などがある。また、不登校には社会要因もあり、家庭や学校のみならず、今の社会では不登校に対する考え方や学校に求められる支援の実際も大きく変わってきた。こうした社会の動きが、不登校を増やしてきた背景にあるとして、社会全体で捉える見方である（森田（1991）や滝川（2016）他）。ただし、不登校の当事者である子ども本人に不登校の原因を聞いても、明確な答えが出てくるケースはごく稀である。もちろんアセスメントにおいては、本人を取り巻く状況についての情報を集め、不登校の原因やタイプを分類することも支援を考えるには不可欠である。その一方、様々な要因が重なった結果として不登校に至ったという見方が最も現状に近いと感じるケースは少なくない。

タイプ分類では、不登校を葛藤型、遊び型、明るいタイプ、積極的タイプなどに分類する（小泉（1975）他多数）。葛藤型は、いわゆる神経症的な不登校に代表される、本人が学校に行きたかったり、行かないといけなかったりしているのに行けないという葛藤を抱えた不登校である。一方、遊び型や遊び非行型はいわゆる怠けやサボりであるという見方である。彼らは、一見怠けているように見えるが、深く話を聞いていくと“怠けざるを得ないような状況や生育歴”を抱えており、単純に怠けやサボりと片付けられないことも多い。明るいタイプの不登校では、学校に行きたくないから行かない、学びたくないから勉強しないというように、表面上は葛藤が見えにくい。積極的タイプは、学校に行く意味を見出せないで学校に行かない、あるいは学校以外にやりたいことがあるという、自分で不登校を選び取ったタイプである。

次に、段階（プロセス）分析という見方もある。段階分析では、不登校を、行き渋り期、葛藤混乱期、安定期、復帰期などの段階として理解する見方がある。こうした区切り方も呼称も、多種多様に広がっている。登校したりしなかったりという行き渋り期に続いて、本格的な不登校が始まる。そして、本人も学校に行かないことがすごく苦しくなり、親も悩むという葛藤混乱期があり、少し落ち着いて休んだり、エネルギーを補充したりする安定期に入り、エネル

ギーが溜まったところで、学校への復帰や進路に向けて動き出す復帰期が来る。もちろん、必ずしも単線・直線的に進むわけではないが、こうした段階を意識することで、保護者や教師の理解が進むこともある。

発達的分析では、児童期・思春期・青年期という発達課題との関連から不登校を理解する立場があり、山中（1975）以降の臨床実践にも受け継がれている。児童期の不登校と、思春期・青年期の不登校では、不登校の子どもが抱えるテーマが異なるので、発達段階と対応させて考える見方は有益であろう。

家族関係からの分析では、母子分離不安やきょうだい関係の分析をする。母子分離不安というと、子どもが分離不安を示しているように思われる傾向があるが、実は親の方も子どものそばを離れたくない、放したくないというように、母子双方の分離不安が交絡しているケースも多い。きょうだい関係に関しては、例えば上の子が不登校になった時に、下の子も不登校が始まるというように、きょうだいで影響し合うことがある。また、虐待やネグレクト、ヤングケアラーなど福祉と関わる問題が不登校の背景要因となっているケースも少なくない。

他にも、不登校そのものを測ることは難しいが、教育心理学領域の研究の中には、不登校傾向を測る尺度や学校嫌いに關する尺度を作成し、それらと、例えば親子関係とか性格特性などとの関連を検討するような実証的研究もかなり蓄積されつつある（古市（1991）他多数）。さらに、不登校と関連のある過剰適応や HSP、感覚過敏などとの関連を見る研究や、不登校を燃え尽き（バーンアウト）として理解する報告もある。

また近年、脳科学や神経生理学の知見を援用した理解（ポリベール理論など）を導入し、思春期に起こりやすい現象として説明しようという試みもある。

4. 不登校の“支援”に関する研究

次に、不登校の支援に関する研究の 1 つに、不登校に関する心理療法やカウンセリングによって不登校を解決しようという方法がある。近年、研究が進んでいる認知行動療法の中にもさまざまな技法があり、それらの効果を測定しエビデンスで示した研究が蓄積されている。他方、アートセラピーのように物作りを通して子どもたちの気持ちを理解し解放する試みや、身体を通して関わるダンスセラピーなど、様々な支援技法に関する研究もある。また、学校現場での実践研究としては、子どもに関わる先生方へのコンサルテーションの在り方や効果に関する研究、不登校の子どもの保護者に対する支援に関する研究もある。例えば、親の会の持ち方に関する研究、親をサポートすることで親がどう変わるのかという、親と子の変化の相互作用に関する研究・実践も多数の蓄積がある。

さらに、石隈（1999）による学校心理学的研究も蓄積されている。これらは、必ずしも不登校に特化したものではないが、例えば、他職種連携、チーム支援の在り方、支援システムの作り方等の研究がある。不登校に直結するものとし

ては、別室登校や校内サポートルームの運営、様々な居場所に関する研究がある。他方、不登校の予防につながる教育活動としては、学級集団内でのピアサポートやグループ・エンカウンターなどの実践・実証研究も蓄積されつつある。また多職種連携の1つとしては、児童精神科医による治療に心理士として参画し、一緒に治療経過を分析する症例研究や、チーム医療の在り方を考察するような研究もある。

5. 不登校の“成長や変化”に関する研究

ケーススタディー（事例研究）は、1つの個別事例への心理的関わりやその事例の流れを深く記述し、分析することによって、普遍的な知見を得ようとする手法である。臨床心理学の創成期から現在に至るまで連綿と続けられてきた、臨床心理学の中核とも言える研究手法である。テーマには、自分探しやルーツ探し、自己実現など様々なものが含まれる。さらにその背景には、いじめや親子関係（マルトリートメントや密着関係、ネグレクトなど）、ヤングケアラーへの考察も含まれる。

これ以外に、予後研究がある。文部科学省は過去2回、中3で不登校であった子どもの5年後の追跡調査をしている。それらの調査では、不登校児童生徒のその後の進路、ニーズ、過去の不登校に対する自己評価に関して調べている。他にも、適応指導教室を卒業した子どもたちのその後や病院で治療を終えた子どもたちの予後に関する研究もある。

6. 今後に向けて

臨床心理学は実践ありきの学問で、実践と検証の両輪が必要不可欠である点が難しいところでもあり、この難しさこそが、臨床心理学の醍醐味でもある。ただ、個別性が大きいために一般化や普遍化がとても難しい。さらに、不登校に関しては、背景要因や切り口も多様であるので、切り取り方によって見え方が全く変わるという特徴もある。さらに、2016年の「教育機会確保法」制定からの約10年間で、校内外のフリースクールの増加やオンライン化など不登校を取り巻く状況、不登校に関する考え方や支援の在り方は大きく変化した。

さらに、心理職のみならず、医療、教育、福祉、司法など様々な専門家（多職種）が連携しつつ協働しているので、専門性に絞られることなく多様な切り口から研究を進める必要があると痛感している。臨床心理学は個人に注目することが中心の学問である。しかし、不登校という現象を理解し支援するためには、個人のみならず、家庭、学校、地域、さらに社会的背景を含めた多層的な視点が不可欠である。今後は、こうした視点を踏まえた実践研究と実証研究の往還が、ますます重要になるであろう。

＜参考文献＞

- 古市裕一（1991）「小・中学生の学校ざらい感情とその規定要因」『カウンセリング研究』24（2），123-127.
- 石隈利紀（1999）『学校心理学——教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス』誠信書房
- 小泉英二編著（1973）『登校拒否——その心理と治療』学事出版.
- 森田洋司（1991）『「不登校」現象の社会学』学文社.
- 奥地圭子（2005）『不登校という生き方——教育の多様化と子どもの権利』日本放送出版協会（NHK ブックス 1037）.
- 佐藤修策（1968）『登校拒否児』国土社.
- 滝川一廣（2016）「不登校という行動の意味——精神科医の立場から」増田健太郎編著『不登校の子どもに何が必要か』慶應義塾大学出版会、18-31.
- 山中康裕（1978）「思春期内閉 Juvenile Seclusion——治療実践よりみた内閉神経症（いわゆる学校恐怖症）の精神病理」中井久夫、山中康裕編著『思春期の精神病理と治療』岩崎学術出版社、17-62.

＜付録 3＞医学・脳科学の視点から見た不登校現象

不登校の陰に潜む睡眠リズム障害とその背景にある神経発達症 ～子どもたちの脳と心と生命を守るために～

中井昭夫

1. 真の不登校対策のために、不登校の背景や要因を正しく読み解く

現在、不登校の子どもたちは 35 万人以上存在すると報告されている。しかし、不登校の問題は文部科学省の不登校の定義にある、年間 30 日以上という基準だけでは捉えきれない。2018 年に日本財団が中学生を対象に実施した調査結果¹⁾によると、年間 30 日以上欠席している生徒は約 10 万人であったが、部分登校や教室外登校など年間 30 日未満の欠席を含めると、不登校傾向にある生徒は約 33 万人であった。このように、文部科学省の調査結果は、不登校傾向の子どもたちがいることを考慮すると氷山の一角しか捉えられていないと指摘されている。

さらに、文部科学省が実施した不登校の背景や要因に関する調査結果²⁾において、教師評価と不登校の子どもたち自身からの訴え、保護者からの訴えを比較し、ギャップが大きかった項目として、居眠りや朝起きられない、夜眠れないなど「睡眠リズムの問題」と、それに伴う「体調不良」や「不安、抑うつ」などがある。加えて、その他に乖離の大きかった、対人関係や学業不振、感覚過敏や HSC/HSP、ICT 依存、二次障害などについてもその背景にある神経発達症という観点からの理解と支援が重要である。

前述の日本財団による中学生を対象とした調査¹⁾でも、文部科学省の不登校の定義を満たす子どもたちのうち、診断はないが何らかの神経発達症の特性が疑われる子どもたちと実際に神経発達症の診断を受けた子どもたちを合わせると、約半数に上ることが判明した。また、鈴木ら（2017）によると、不登校の子どもたちの 57%が神経発達症と診断されるが、その 87%は、不登校をきっかけに小児科を受診し、アセスメントを受けて、初めて神経発達症と診断された³⁾。さらに、神経発達症と診断された子どもたちの 24%が不安症などの精神症を併発し、不登校児の 91%に睡眠障害や頭痛などの身体愁訴があったとされている。

筆者の前任地である兵庫県立リハビリテーション中央病院「子どもの睡眠と発達医療センター」（現・子どものリハビリテーション・睡眠・発達医療センター）では、全国から年間 5000 人以上の睡眠障害の子どもたちが受診し、そのうち年間 100 人程度が入院する。筆者らの検討でも、それまでの診断に関わらず、入院時にアセスメントを行った結果、入院加療が必要なレベルの睡眠リズム障害のある子どもたちの約 9 割が自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如多

動症（ADHD）などの神経発達症と診断された⁴⁾。

文部科学省の委託による不登校の背景や要因に関する調査の項目においても、ASD 特性によって対人関係の問題を抱えていたり、いじめの被害にあったり、感覚過敏や制服・給食・行事などへの不適応が生じたりする子どもたちもいる。ギフテッド、2E と言われる子どもたちは、授業が簡単すぎて面白くない、学校の授業で学習することへのそもそもの疑問などを感じていることも多い。ADHD の子どもたちは、宿題を忘れて好きなことに没頭したり、対人関係のトラブルが多い傾向があったり、スマホへの依存傾向が高かったりする。さらに、神経発達症特性への無理解と不適切な対応による二次障害として、反抗挑発症や素行症を発症することがある。その結果、学校の先生への反抗・反発やトラブル、遊び型非行に走りやすく、不登校には神経発達症の二次障害も関係している可能性がある。境界知能や限局性学習症に関しては学業の問題が絡んでいる。したがって、単に学業ができなかったり、宿題を提出しない、反抗的であると捉えるのではなく、その背景について、発達の観点から理解すれば、不登校への対応策も当然、旧態依然の理解や方略とは全く異なってくるものと考えられる。

このように、不登校と睡眠リズム障害、神経発達症の間には非常に強い関連がある。これからの真の不登校対策には、これらに対する正しい理解や適切な支援、施策なしでは成立しない。

2. 睡眠リズム障害の子どもたちの脳に何が起きているのか？

睡眠リズムが整っている状態では、就寝しようとする数時間前から血圧、体温が下がり始め、起床しようとする数時間前から血圧、体温が上がり始めて、昼間活動してまた下がるという生体のリズムが保たれている。このような状態では、血圧や体温などそれぞれを調節する神経伝達物質やホルモンが規則正しく分泌される。しかし、睡眠障害が長く続いた状態では、脳温が平坦化して睡眠覚醒リズムに関わるホルモンや神経伝達物質の分泌時間もバラバラになってしまうのである。睡眠障害の子どもの深部体温（脳の温度に近似）を計測すると、脳温の低下のタイミングがずれ、メリハリもなくなり、平坦化している。あるいは常に高体温で、夜間も脳温度が下がらず、夜間の睡眠中に脳で行われる代謝がうまくいかないことが推測される。このような状態では、神経内分泌学的にも、就寝前に分泌される睡眠に関わるホルモンであるメラトニンが明け方に分泌されたり、早朝に分泌され覚醒に関わるコルチゾールのピークが夕方となっていたりすること、遺伝子レベルでも、時計遺伝子のリズムの変調をきたしていることが明らかとなっている。このような状態の時に、起立性調節障害（OD）の検査を行うと、その診断基準を満たしてしまうことも多い。

脳血流での検討では、健常児は前頭葉の血流量が多く、生命維持に重要な部位である視床の血流も保たれているが、睡眠リズムが崩れると前頭葉の血流が

低下したり、視床の血流も落ちていることが明らかとなった⁵⁾。前頭前野の血流が低下すると、その機能も低下するので、注意欠如・多動症(ADHD)の子どもたちに用いられることの多い二重課題のパフォーマンスが低下し、ADHD児と同等の得点を示すことも報告されている⁶⁾。一方、睡眠リズムの改善により、前頭前野や視床の血流低下も改善し、WISCのワーキングメモリーや処理速度のパフォーマンスが上がり、本来のIQスコアが示されるようになることも分かった。健常な成人でも短時間睡眠が続くと、眠気は慣れが生じるが、処理速度はどんどん低下し、ケアレスミスが増加することも知られている⁷⁾。神経発達症の診療において、睡眠の問題を考慮せずにWISCを実施すると、境界知能であるとか、ADHDの特性が強いと指摘される可能性があり、国際的にも、ADHDの診断・治療に際しては睡眠を評価する流れが強まってきている⁸⁾。

さらに、このような脳血流低下状態が持続すると、脳機能不全だけでなく、脳の萎縮・脳容積の低下という非常に重篤な結果につながってしまう。実際に、10代の子どもたちにおいて、睡眠不足は前頭前野、前帯状回、楔前部の容積低下と相関していたという報告がなされている⁹⁾。睡眠不足による脳容積低下の原因として、慢性的な睡眠不足状態にあると、グリア細胞が活性化し、脳神経細胞を攻撃するサイトカインが過剰に分泌されてしまう可能性が報告されている¹⁰⁾。実際、睡眠リズム障害で入院した子どもたちの炎症性サイトカインである血中TNF- α は異常に高かった。約3か月の入院加療により、正常域に入るまでには至らなかったが、かなり改善することも分かった。したがって、退院後も良い睡眠リズムをキープすることができれば、炎症性サイトカインはさらに低下し、脳の萎縮に繋がらないのでは、と期待している。また、ICT依存も、脳機能や神経ネットワーク異常、さらに脳の萎縮につながるという研究も蓄積されつつあり¹¹⁾、睡眠障害にICT依存が加わると、脳の萎縮が加速してしまうのである。

3. Chronodisruption (クロノディスラプション) ～全身疾患としての睡眠リズム障害～

近年、睡眠リズム障害は、うつや不安などの精神症、認知症、アルツハイマー症候群などの精神・神経疾患のみならず、糖尿病・高血圧・高尿酸血症などの生活習慣病、自己免疫疾患、アレルギー、癌などの身体疾患にも密接に関わることが判明し、“Chronodisruption” (クロノディスラプション) と呼ばれる全身疾患として捉えられている¹²⁾。睡眠障害の子どもたちにおいて、肥満も糖尿病の素因もない子どもたちの約4分の1が耐糖異常をきたしていることが分かった¹³⁾。また、睡眠障害のない9～10歳の子どもたちでも、睡眠時間が1時間減少するごとに、糖尿病に関連する様々な指標が増加していくことが示されている¹⁴⁾。さらに、アメリカの高校生での調査研究では、危険運転(OR: 1.75)、喫煙(OR: 1.94)、アルコール摂取(OR: 2.01)、ドラッグ使用(OR:

2.34)、危険な性行動(OR: 1.65)、攻撃的な行動(OR: 1.91)、自傷(OR: 3.17)のリスクが高まることが示されている¹⁵⁾。また、睡眠障害のあるティーンエイジャーは自殺未遂(OR: 3.10)や自殺念慮の危険性(OR: 2.28)が高まるという研究もある¹⁶⁾。

このように、睡眠リズムの問題は子どもたちの心身の健康、生命にも深く直結するため、不登校対策以前に、これらに真摯に取り組む必要がある。

4. 隣の芝生は青く見える?～生物時計／睡眠リズムの多様性～

以前からナポレオンがショートスリーパーであったのではというような話があったりするが、子どもたちの中にも、自分は長い睡眠時間が必要だけど、あの子は3時間しか寝ていないのに元気で成績もいいので羨ましいとか、真似して同じように短時間睡眠にしてみたら、あるいは、睡眠を削って勉強したり、オンラインゲームをしたり、SNSに没頭したりしていたら、途端に朝起きられなくなったり、成績が下がってしまったというケースも多い。

欧米では夜型の人をナイトオウル(夜の梟)、朝型の人をモーニングラーク(朝の雲雀)と呼ぶ。つまり、同じ鳥類といっても様々な特性のものがいるという例えのように、睡眠リズムには個人差がある。国立精神・神経医療研究センターによる、成人を対象とした調査によると、睡眠リズムには強い朝型のタイプから強い夜型のタイプまで幅広く個人差があった。筆者は、この睡眠リズムの個人差(クロノタイプ: Chronotype)を Chronodiversity (クロノダイバーシティ: 生物時計の多様性)／Sleep diversity (スリープダイバーシティ: 睡眠リズムの多様性)と呼ぶことがある。さらに、重要なこととしては、同じ個人においても、年齢によってクロノタイプの変化があることである。思春期に近づくにつれて夜型になり、成人型のクロノタイプが完成するのは男子で大学卒業くらい、女子で20歳程度とされている。さらに、歳を重ねるにつれて朝型になっていく¹⁷⁾。

2歳、8歳、14歳、20歳時点の神経伝達物質や深部体温を測定した研究によると、ティーンエイジャーでは生理的に夜型になり、メラトニンの分泌が遅れることが明らかとなっている¹⁸⁾。

5. 生物時計／睡眠リズムの多様性に基づく新しい不登校対策

米國小児科学会は、年齢によってクロノタイプが変化し、ティーンエイジャーでは生理的に夜型にシフトするという研究結果を受け、2014年に、中学・高校では登校時間を当時の8時半から遅らせる工夫が必要であるという勧告を行った¹⁹⁾。この、米國小児科学会の勧告を受けて、米国のみならず、英国、アジアにおいても韓国、香港、シンガポールなど世界各国で始業時間を遅らせる社会実験や法制化が行われている。

例えば、イギリスでは、始業時間を8時50分から10時に遅らせ、3年目に

元の 8 時 50 分に戻すという大規模な社会実験が行われた²⁰⁾。すると、始業時間を遅らせる実験期間には病欠者数が半減したが、実験終了後には元に戻ってしまったという。また、いわゆる統一実力試験の点数が 12%上昇したことも併せて報告されている。これら各国の社会実験や研究成果を受けて、米国カリフォルニア州では、2019 年に中学校は朝 8 時以前、高校は朝 8 時半以前に始業することを禁じる法案が可決された²¹⁾。

一方、さらに小学校など低学年からの、睡眠リズムの観点からの不登校の予防的な取り組みとして、「眠育（睡眠教育）」があげられる。福井県若狭町の三宅小学校で、不登校の予防としての「眠育（睡眠教育）」の効果を検証した研究がある²²⁾。若狭町では、2つの小学校の子どもたちが1つの中学校に進学するが、一方の小学校から進学してきた子どもたちに不登校が多かった。その理由を調べると、睡眠の問題が大きいことが分かった。そこで、子どものみならず、家庭・地域ぐるみで「眠育」を行ったところ、不登校が激減したと報告され(Maeda et al., 2019)、以後、各地で「眠育」活動が広まりつつある。

6. 医学・脳科学からみた今後の新しい学校のありかたへの提言

目の前にいる子どもたちに関しては、睡眠リズムやクロノタイプ、発達特性、年齢に合わせた様々な学習スタイルを提供することが、新しい学校スタイルの1つの在り方であろう。

世界的な潮流を鑑みれば、ティーンエイジャーの子どもたちにとって始業時間を遅らせることは、病欠を含む不登校の減少、学習能力の向上というエビデンスは得られているが、今後、日本において、中学校・高等学校の始業時間を遅らせた場合の効果を検証していく必要がある。特に、社会実装にあたっては、検討すべき課題として、教師や保護者の睡眠・メンタルヘルスや経済的費用便益などについて様々な条件を考慮する必要がある。また、登校時間は遅らせても下校時間を変えないとしたら、教えるべき学習量と内容の検討などが必要であり、教育学のみならず、医学・脳科学、社会経済学も含めて、モデル事業・社会実験を行い、長期的なコホート研究をする必要がある。

また、日本でもすぐに可能な対策として、多部制や定時制の学校やフリースクールの拡充、オンライン教育の推進、教育支援センターや NPO の充実、学校外機関との連携を進めることなどがあるだろう。不登校対策として既にエビデンスのある取り組みには小児期からの家族・地域を巻き込んだ、保育所・幼稚園・こども園、学校などでの「眠育（睡眠教育）」などがある。

このように、これからの不登校対策、新しい学校づくりには、また多様性の受容や共生社会の実現には、神経発達症や感覚などの特性（脳の多様性／神経多様性：Neurodiversity）や生物時計／睡眠リズムの多様性（Chronodiversity／Sleep diversity）の理解と対応、すなわち研究の推進とエビデンスに基づく施策が必須である。そして、子どもたちには、どこで過

ごそうと学校に行かなくても行けなくても、生命と脳とところを大切にしてほしい。そして、そんなことを日々考え、診療や教育、研究、社会貢献活動を行っている小児科医がいることについても知っていただきたい。

<参考文献>

- 1) 日本財団 不登校傾向にある子どもの実態調査 <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/information/2018/20181212-6917.html>
- 2) 公益社団法人 子どもの発達科学研究所 浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター 文部科学省委託事業「不登校の要因分析に関する調査研究」2024年3月公表
- 3) 鈴木菜生ら 不登校と発達障害：不登校児の背景と転帰に関する検討 脳と発達 49:255-259. 2017
- 4) 中井昭夫「小児の睡眠関連疾患を診る～専門病院の立場から～」睡眠医療「特集 小児の睡眠関連疾患」11:177-181. 2017.
- 5) Tomoda, A., et al. Single-photon emission computed tomography for cerebral blood flow in school phobia. Current Therapeutic Research 56: 1088-1093. 1995.
- 6) Tomoda, A., et al. Event-related potentials in Japanese childhood chronic fatigue syndrome. Journal of Pediatric Neurology, 5:199-208. 2007.
- 7) Belenky G, et al. Patterns of performance degradation and restoration during sleep restriction and subsequent recovery: a sleep dose-response study. J Sleep Res. 12:1-12. 2003.
- 8) Hvolby A, Associations of sleep disturbance with ADHD: implications for treatment. Atten Defic Hyperact Disord. 7:1-18. 2015.
- 9) Urrila AS et al. Sleep habits, academic performance, and the adolescent brain structure. Sci Rep. 7:41678. 2017.
- 10) Bellesi M, et al. Sleep Loss Promotes Astrocytic Phagocytosis and Microglial Activation in Mouse Cerebral Cortex. Journal of Neuroscience 37:5263-5273. 2017
- 11) 豊浦麻記子、中井昭夫「小児睡眠障害と ICT（情報通信技術）依存」「いま、小児科医に必要な実践臨床小児睡眠医学」診断と治療社、2015.
- 12) Qian J & Scheer FAJL. Circadian System and Glucose Metabolism: Implications for Physiology and Disease. Trends Endocrinol Metab. 27:282-293. 2016.
- 13) Toyoura M, et al.. Inadequate sleep as a contributor to impaired glucose tolerance: A cross-sectional study in

- children, adolescents, and young adults with circadian rhythm sleep-wake disorder. *Pediatr Diabetes*. 21:557-564.2020.
- 14) Rudnicka AR, et al. Sleep Duration and Risk of Type 2 Diabetes.*Pediatrics* 2017 pii: e20170338. doi: 10.1542/peds.2017-0338.
- 15) Weaver MD, et al. Dose-Dependent Associations Between Sleep Duration and Unsafe Behaviors Among US High School Students. *JAMA Pediatr*. 2018; doi: 10.1001/jamapediatrics.2018.2777
- 16) Baldini V, et al. Association between sleep disturbances and suicidal behavior in adolescents: a systematic review and meta-analysis. *Front Psychiatry*. 15:1341686. 2024.
- 17) Foster RG & Roenneberg T. Human Responses to the Geophysical Daily, Annual and Lunar Cycles. *Current Biology* 18:R784-R794.2008.
- 18) Carpenter J, et al. Variations in the sleep-wake cycle from childhood to adulthood: chronobiological perspectives. *ChronoPhysiology and Therapy*. 5:37-49.2015.
- 19) Adolescent Sleep Working Group; Committee on Adolescence; Council on School Health. School start times for adolescents. *Pediatrics*.134:642-649.2014
- 20) Kelley P, et al. Is 8:30 a.m. Still Too Early to Start School? A 10:00 a.m. School Start Time Improves Health and Performance of Students Aged 13-16. *Front Hum Neurosci*. 11:588.2017
- 21) SB-328 Pupil attendance: school start time
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200SB328
- 22) Maeda T, et al. Sleep education in primary school prevents future school refusal behavior. *Pediatr Int*. 61:1036-1042.2019

<付録 4> 学校保健の視点から見た不登校現象

不登校と健康のセイフティネット ——学校保健における保護と剥奪——

三時眞貴子

1 はじめに：不登校研究における「身体的健康」という視座

現在、文部科学省が規定している学校保健は、健康観察・相談、保健教育・指導、健康診断、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理、安全衛生管理と多岐に及ぶ¹。その背景には、インターネット・ゲーム依存を含む生活習慣の乱れ、子どものメンタルヘルスや精神疾患、アレルギー疾患、多様な発達課題、性被害・加害をめぐる問題、薬物乱用、多様な感染症への対応など、日本の子どもたちの心身や健康をめぐる問題の多様化・複雑化があると言われている。不登校を引き起こす原因としても、生活習慣の乱れやメンタルヘルス、精神疾患及び発達障害などを取り上げて検討した研究が数多く蓄積され、不登校予防のための健康教育、不登校の兆候がある子どもや学校に行きたくない気持ち（不登校意識）を持つ子どもの心理的状态把握のための意識調査、子どもの居場所づくりや保健室登校、不登校の児童生徒の支援相談体制・ネットワーク構築のための養護教諭やスクールカウンセラーの役割など、予防から発生後の支援までを含んだ幅広い研究が行われている。

その一方で、石田も指摘する通り、不登校現象と子どもの健康の関係を検討した研究の多くが、子どもたちの心の健康を問題にしたものであり、身体的健康に着目した研究は数少ない²。また不登校児童生徒の運動不足による健康リスクも指摘されているが、実態の解明は十分とは言えない³。しかしながら、子どもの身体的健康の問題は、学校における子どもの健康管理がそもそもどのような文脈の中で必要とされたのかを紐解くと、単に個人の健康問題にとどまらず、学校が果たしてきた機能そのものを問い直す視座になる可能性を持っていると

¹ 文部科学省「学校保健、学校給食、食育」https://www.mext.go.jp/a_menu/01_k.htm（最終閲覧日 2025 年 9 月 12 日）

² 石田まり「不登校児童生徒の身体的健康と学校健康診断——不登校経験者への量的調査の分析」『人間社会学研究集録』14、33-52 頁、2019 年。雑誌『教育と医学』の 2025 年 5・6 月号では不登校児童生徒に焦点を合わせた特集が組まれたが、テーマが「多様な学び」であるためか、身体的健康を問題とする論稿は見られなかった。

³ 中島慶大・稲垣友裕「不登校児童における運動不足の現状と支援策——オンラインフリースクールの体育授業から見える可能性」『常葉大学浜松キャンパス教職課程研究年報』第 2 号、9-15 頁、2025 年。

考える。

そこで本稿では、以下、あまり研究されてこなかった身体的健康と不登校現象の関係について、学校における子どもの健康管理の歴史的文脈からその意味を検討し、健康管理の枠外に置かれてしまう不登校状態が子どもたちにもたらす影響について述べる。

2 学校における健康管理の歴史的文脈：「統制」と「保護」の二重性

子どもたちの心身の健康管理が学校の役割として位置付いたのは、最近のことではない。それは学校教育が登場した当初、すなわち帝国主義による植民地統治と国民国家形成がヨーロッパ各国の重要課題となり、日本を含むアジア諸国もまた、その波に飲み込まれながらもそれぞれ独自の文脈で近代化を進めた時期から始まっていた。前世紀転換期に、公衆衛生の高まりや感染症への危機感からヨーロッパ各国やアメリカで学校衛生に関する関心が高まり、学校衛生調査が行われた⁴。その結果はアジア諸国でも参照され、それぞれの状況に合わせて身体検査、学校給食、学校医・学校看護婦、知能検査、集団ワクチン接種等を導入する動きを促した⁵。

日本においても、兵士や労働者になるべき国民の体位低下問題から、強靱で健康な心身を持つ国民の育成が国家政策として位置づいていくが、その主たる舞台の1つが学校であった。例えば厚生省と文部省から出された1941年の通牒によって、国民学校卒業後に労務動員産業に従事する卒業予定者に結核検査やツベルクリン反応検査を含む身体検査が課されるようになったが、これは不健康な国民学校児童を発見・隔離し、健康な児童の労働力動員を促すためのものであった⁶。もちろん、衛生指導や健康教育は子どもだけ、また学校だけにとどまるものではなかったが、将来の国民となる子どもたちを教育する学校は、次世代をあまねく管理する方法として最適なものと考えられた。フーコーが「バイオポリティクス」と称したように、国家の側からすれば国民の身体に介入し、これを管理、分類、選別し、最適化することは、管理統制や統治のためであったと考えられるが、それは結果的に、(選別の結果、学校から排除された子どもがいたとはいえ)子どもの心身の不調を察知し、健康になるための対

⁴ Richard A. Meckel, *Classroom and Clinics: urban schools and the protection and promotion of child health, 1870-1930*, Rutgers University Press: New Brunswick, New Jersey and London, 2013; 増田圭祐「ロンドンの基礎学校における健康政策——二〇世紀転換期の子どものシラミ駆除計画における断髪措置の採用」三時眞貴子・河合隆平編『教育と医科学の社会史——「生きること」の序列と支援』昭和堂、2026年、42-63頁。

⁵ 三時・河合、同上書。

⁶ 三井登「国民学校卒業後就職予定者への疾病対策——アジア・太平洋戦争下の労働力動員の論理としての結核対策」三時・河合、同上書、64-92頁。

策を講じる全国的なセイフティネットを作り上げる契機ともなった。

3 不登校という健康リスク：誰が子どもたちの健康を守るのか

21 世紀に入り、医学、薬学、心理学、生理学等の発展に伴い、子どもたちの心身の状態が解明されるにつれて、学校における子どもの健康管理はますます多様化・複雑化している。こうした研究に後押しされて、不登校を選択する、あるいは不登校にならざるを得ない子どもたちの中に、人間関係や家庭環境だけではなく心身の問題を抱えている子どもがいるという理解、すなわち不登校を何らかの問題に直面していることを示すサインとして捉え、多様にある不登校要因を探り、これを解決し、再び登校することを目標に据える研究も多い。その一方で、公教育という制約のあるシステムに馴染まない子どもたちの存在や、生きづらさを感じている子どもが防衛策として不登校を選択することは当たり前であるとして、不登校現象そのものを否定的に捉えることなく、不登校によって学びの機会や友達との触れ合いが剥奪されることを問題視する見方も広がってきている。

とはいうものの、不登校によって剥奪されるのは、学びの場や集団生活だけではない。定期的な健康診断、病気や発達課題の早期発見、適切な支援システムへの接続など、健康に生きるための仕組みからもまた、離脱することを意味する。前項で述べた通り、学校における子どもの健康管理は排除を含む統治の論理の中で生み出されていったものであるが、しかしこれが日常的に医者と関わることが少なかった子どもたちの健康と安全を保持するために、極めて重要な役割を果たし続けてきたことは否めない。

現在、学校で健康診断を受けなかった児童生徒は、後日、各自で受診することになっているが、現実的にはかなり難しい。子どもがいる世帯の相対的貧困率は低下傾向にある（2019 年 14.0%、2021 年 11.5%）とはいえ、共働き世帯や母子／父子世帯は時間的制約もあり、子どもの健康管理を家庭の自発性に任せることは難しいと思われる⁷。さらに不登校状態の子どもたちが、健康診断のために外に出ることも容易なことではない。先述の通り、学校に来れば健康教育や支援を受けることができる。しかしながら不登校の子どもたちが年々増加傾向にある今、学校に来ない場合、健康管理の埒外に置かれる仕組みになっていることは、今後ますます大きな課題となるのではないか。これまで学校中心に行ってきた子どもの健康管理を誰がどのように実施するのか、手が届かない子どもが増え続けても学校の役割として拡充させていくのか、今まさにこのことが問われている。

⁷ 厚生労働省「2022（令和 4 年）国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>（最終閲覧日 2025 年 9 月 12 日）

<付録 5> 社会福祉学の視点から見た不登校現象

社会福祉学の視点から見る不登校現象の変遷と現状

野田正人

1. 社会福祉学の定義と不登校へのアプローチ

社会福祉学は、経済学、政策学、心理学など多様な学問から分派した歴史を持ち、人がその人らしさを発揮して幸せな生活を送れるよう、個人（ミクロ）から国際関係や法律（マクロ）まで多層的にアプローチする領域である。特に「人と環境の関係性」に着目し、その人らしさの発揮や自立をサポートすることに重きを置く。不登校現象を捉える際も、単なる個人の心理的問題としてだけでなく、社会的文脈や環境要因を含めた多角的な視点が求められる。

2. 不登校の定義と統計上の課題

文部科学省による不登校の定義は、「病気」や「経済的理由」等を除いた長期欠席者とされている。しかし、実態として不登校の子どもに多く見られる睡眠障害や起立性調節障害、小児うつなどは「病気」に分類され得るため、統計上の不登校に含まれるべきかという議論が生じる。また、経済的理由による長期欠席者は統計上極めて少ない（2023 年は全国で 34 人）とされるが、実際には日本の子どもの 9 人に 1 人が貧困ライン以下で生活しており、特にひとり親家庭では約半数が貧困状況にあるというマクロな実態との乖離がある。2023 年の統計では、30 日以上長期欠席者が約 49 万人に対し、不登校は約 35 万人（約 7 割）となっている。コロナ禍を経て長期欠席者・不登校ともに急増しており、自治体によってその比率も異なるため、不登校の範囲をどう設定して議論するかが重要な課題となっている。

3. 不登校現象の歴史的変遷

学校に来られない子どもの姿は、時代とともに大きく変化してきた。

- 戦後（昭和 20～30 年代）： 戦災孤児や経済的困窮により学校に行けない子どもが多かった。この時期、西日本を中心に「福祉教員」が配置され、家庭環境や経済的理由で登校できない子どものサポートを行っていた歴史がある。
- 昭和 40～50 年代： 文部省が「学校嫌い」として統計を取り始めた時期である。昭和 50 年代には、非行や校内暴力がピークを迎え、夜遊びや暴走族活動により昼間に欠席する「遊び非行型」が目立った。一方で、周囲の音や怒鳴り声に敏感な、現代で言う HSC（High Sensitive Child）のような傾向を持つ子どもも存在していた。

- 昭和の終わりから平成： 非行による荒れが収束する一方で、現代的な不登校の姿が急増し始めた。

4. 「不登校」という言葉の誕生と人権問題

「不登校」という言葉が国レベルで初めて使われたのは、1988年の法務省人権擁護局による調査であった。この調査の背景には、不登校傾向のある子どもを無理やり連れ去り、監禁や体罰を行う「私塾」での人権侵害事件（T ヨットスクール事件など）があった。つまり、不登校そのものよりも、不登校への不適切な対応が人権侵害であるという文脈からこの言葉が普及した経緯がある。その後、1992年に文部省の報告書でも用いられるようになり、支援体制の整備が進むこととなった。

5. 支援体制の進化：スクールカウンセラーからスクールソーシャルワーカーへ

不登校への公的支援として、1995年にスクールカウンセラーが導入された。当初は「頑張りすぎた結果の神経症的な側面」など、心の問題への配慮が主流であった。しかし、次第に虐待や家庭の貧困など、心理的アプローチだけでは解決できない「生活課題」を背景に持つ子どもが増加した。これを受け、福祉の専門技法を用いて環境に働きかけるスクールソーシャルワーカーの配置が自治体で始まり、2008年には国の事業となった。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の観点からチーム学校の一員として活動し、アセスメントや地域資源との連携を担っている。

6. 近年の特異な動向：2012年の分岐点と小学校の変容

2012～2013年頃を境に、不登校の動向に大きな変化が見られる。それまでは中学校の増減に左右されていた不登校数が、この時期から小中学校ともに増加に転じた。特に顕著なのが小学校における変化である。小学校での校内暴力件数は、かつては全国で2000件程度であったが、平成24年頃から急増し、現在では中学校の約2倍に達している。1000人あたりの暴力発生率も小学校の方が高くなっており、小学校における不登校と校内暴力の増加は極めて特異な現象といえる。

7. 社会福祉の観点から見た不登校のリスクと学校の機能

不登校が長期化することによる福祉的な課題として、学歴や生涯にわたる貧困の再生産、引きこもり、自立の困難さが挙げられる。また、リアルな人間関係が希薄な中でネットに依存し、「闇バイト」などの犯罪に巻き込まれるリスクも懸念されている。一方で、コロナ禍の休校は、学校が持つ「福祉機能」を再認識させた。学校は単なる教育の場ではなく、子どもの居場所や食事（給

食)を提供し、親にとっては虐待防止や休息(レスパイト)につながる重要なインフラであったことが浮き彫りになった。

8. 今後の展望：生物心理社会モデルによるチーム支援

現在の不登校支援において、要因分析は非常に困難である。そのため、社会福祉の領域では、個々の子どもが何を求めているのかを丁寧に把握する臨床的なアセスメントが重視されている。 今後は、教育・心理・福祉の各専門職が「生物心理社会モデル(Bio-Psycho-Social モデル)」に基づき、子どもの状況を多角的に捉え、チームで支える体制を構築することが重要である。社会福祉学の理論化は、目まぐるしく変化する社会情勢の中で依然として途上にあるが、現場での実践を通じて、子どもたちがその人らしさを発揮できる支援を模索し続ける必要がある。